

3 月 1 0 日 (木)

(第 1 日 目)

## 平成28年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成28年3月10日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

3番 井 下 忠 俊 君

4番 立 山 秀 喜 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 議案第3号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定について

日程第6 議案第4号 南関町庁舎等建設基金条例の制定について

日程第7 議案第5号 南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議案第6号 南関町行政不服審査会条例の制定について

日程第9 議案第7号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第8号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第9号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12 議案第10号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第13 議案第11号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第12号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第13号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第15号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第17号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第18号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第19号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第20号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第21号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第22号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第23号 平成28年度南関町一般会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて
- 日程第35 議案第33号 南関町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第36 議案第34号 工事請負契約の変更について
- 日程第37 議案第35号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第38 議案第36号 町道の路線廃止について
- 日程第39 議案第37号 町道の路線認定について

- 日程第40 議案第38号 町道の路線認定について  
日程第41 議案第39号 町道の路線認定について  
日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第43 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第44 議案第40号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第45 議案第41号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第46 議案第42号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第47 議案第43号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第48 議案第44号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第49 議案第45号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第50 議案第46号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第51 議案第47号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第52 議案第48号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第53 議案第49号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について  
日程第54 議案第50号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君  |
| 3番 井下忠俊君  | 4番 立山秀喜君  |
| 5番 境田敏高君  | 6番 打越潤一君  |
| 7番 鶴地仁君   | 8番 田口浩君   |
| 9番 山口純子君  | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君  |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	菅原力君
副町	長	雪野栄二君	福祉課長	北原宏春君
教育	長	大里耕守君	経済課長	西田裕幸君
総務課	長	永松泰子君	建設課長	古澤平君
会計管理者		木村浩二君	教育課長	島崎演君
まちづくり課	長	大木義隆君	延寿荘長	福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番議員、4番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から3月17日までの8日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの8日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、熊本県町村議会議長会第66回定期総会についてであります。本総会は、去る2月17日、ホテル熊本テルサで開催されました。総会では地方創生の推進、農林水産業振興対策の強化、環境保全対策の推進、教育文化の振興、交通及び生活環境の整備促進など16項目を決議し、決議に基づく23項目の要望を決定し、総会提言を採択しました。

内容については、その写しをお手元に配付し、要望内容の総会資料を事務局に備え付けておりますので、これを省略します。

報告の第2点は、例月出納検査報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員大木敏晴君、打越潤一君より、平成27年度11月分、12月分、1月分の出納検査結果等について、平成27年

度第2回定期監査の結果についての報告がなされております。内容については、その写しをお手元に配付しておりますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。研修報告を行います。

文教厚生常任委員会研修報告書。

南関町議会議長、酒見 喬様。文教厚生常任委員会委員長、鶴地 仁。

議員研修。苓北町オルレと苓北火力発電所の視察を行いましたので、内容を下記のとおり報告いたします。

研修期間、平成28年2月25日、木曜日から、26日まで。

場所、天草郡苓北町。

出席者、私と境田敏高議員、打越潤一議員、本田真二議員、井下忠俊議員、酒見喬議員、随行、寺本議会事務局長です。

研修の目的と内容です。

まず、苓北町オルレの視察です。

地方創生が声高に叫ばれる中、人口減少、少子高齢化、介護の問題は喫緊の課題である。オルレを産業として位置づける苓北町の取り組みを、本町の観光と健康づくりに生かすべく視察研修を行った。

苓北町は天草下島の西北部に位置し、人口7,724人、面積67平方キロメートルの町であり、天草の中で唯一合併をしなかった町である。天草灘を望む本町の富岡半島は雲仙天草国立公園の指定を受けており、オルレの天草・苓北コースとなっている。

そもそも、オルレとは、韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味である。トレッキングコースの総称として呼ばれるようになり海岸や山などを五感で感じ、自分のペースでゆっくりとコースを楽しむことにある。九州には15のコースがあり、天草・苓北コースは15番目のコースとして、平成26年に認定されている。コースは全長約11キロメートルで、所要時間4～5時間となっており、富岡港をスタートとし、苓北町温泉をゴールとしたコースでは、復元された富岡城の歴史に触れ、海城公園の眺望は素晴らしいものであった。

年間の登録料40万円も惜しくない観光コースとなっているとのことであったが、南関町にも貴重な歴史遺産、御茶屋跡、南関城跡、小岱焼きの窯跡があり、北原白秋生家、大津山公園等を結びつければ、文化、史跡巡り、健康づくりのコースとし

て大いに役立つものと期待できる。

2番目として、九州電力苓北発電所。

電源の多様化と安定供給が求められる中、南関町では竹を資源とした総合利活用事業が動き出そうとしている。電力自由化、エネルギーの地産地消といった今後のエネルギー社会の変化を考える上で、見聞を広めておく必要があるとして苓北発電所の視察を行った。

当所は昭和55年の建設申入れから、平成7年12月に1号機が営業運転に入り、同15年6月に2号機が営業運転を開始している。発電所の敷地面積は約80万平方キロメートルであり、1、2号機とも各70万キロワット、計140万キロワットで県内電力の3分の2をまかなうことができるとのことであった。燃料の石炭は主にオーストラリアから年間約350万トンが輸入されている。燃焼後の灰は年間約40万トン発生するが、セメントや壁材、歩道ブロック、排水ブロック等に再利用されており、処理できなかったものは敷地内の灰捨場に埋立てとなっている。施設ではボイラー、タービン、発電機、制御室、石炭貯蔵所等を見学し、騒音・振動対策や温排水対策、排煙対策といった環境保全対策の説明を受けることができた。電力自由化の対策、燃焼効率、CCS、これはCO2回収のことです、の研究にも取り組まれている。

苓北町が合併せずに町単独を選択できたのは火電の存在、ただ、機械設備の価値が下るため税収は2004年度の33億3,200万円から2016年度は11億7,200万円、2018年度は10億円を割る見込み。発電所関係で働く人482人、うち町内居住者176人(37%)等々貴重な研修を受けることができた。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第4点は委員会報告についてです。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） おはようございます。

総務産業常任委員会研修報告書を報告いたします。

南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

1、日時、平成28年2月9日から10日まで。

2、場所、水俣環境センター（水俣市）、フードバレーアグリビジネスセンター（八代市鏡町）。

3、出席者、立山秀喜、立山比呂志議員、橋永芳政議員、田口浩議員、山口純子議員、杉村博明議員。随員、西田経済課長。



#### 4、研修目的。

南関町では平成27年11月29日に「エコア熊本」の落成により環境センターとしての機能を有している。そこで既に研修施設として機能している水俣環境センターの施設状況を視察先に選んだ。

農産物を生かした農業について、高付加価値化に関する試験研究、6次産業化の支援を行う施設としてフードアグリビジネスセンターを研修先として選んだ。

#### 5、研修内容。

①水俣環境センター、水俣市は、1992年に全国で初めて「環境モデル都市作り宣言」を行いごみの高度分別（24分別）を行うとともに、水俣市独自のISO環境マネジメントシステムを構築して環境ISOを小・中学校や家庭で広めるなど、官民協働で様々な環境政策に取り組んでいる。又リサイクル・リユースを進める企業が立地して「水俣エコタウン」を形成している。環境センターでは、環境指導員によるレクチャーで様々な体験学習ができる。講義を中心とした環境学習で水環境、ごみ問題、地球温暖化など県内の小学校5年生が必ず1回は研修会に参加している。

②フードバレーアグリビジネスセンター、熊本県の豊富な農産物を生かし、高付加価値化に関する試験研究を行うとともに、6次産業化の支援や事業者間のマッチングを行い地域の活性化につながるオープンイノベーションを創出する。主な取り組みは施設・加工機器の無料開放による生産者、事業者の試作・開発支援、生産者と食品関連企業等事業間のマッチングコーディネート、機能性成分の分析や流通・鮮度保持の試験研究、熊本農業アカデミーなどと連携し、栽培技術や加工技術の習得、経営や品質検査、衛生管理等を実践的に学ぶ場所を提供している。

#### 6、まとめ。

南関町では「エコア熊本」の落成により環境センターとしての研修施設を併設している。県北の環境教育の拠点となるような施設運営を期待したい。

現在の農業経営は厳しい状況にあるが、県の施設であるフードアグリビジネスセンター利用による、新技術の習得や企業と連携しての6次産業化の取り組みや高付加価値の産物の産出に期待したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第5点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会調査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 委員会調査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を下記の通り、会

議規則第77条の既定により報告します。

- 1、調査事件、南関町の小中学校における不登校といじめの現状について。
- 2、期日、平成28年2月3日。
- 3、方法、教育課島崎課長より現状について説明を受ける。
- 4、調査の概要です。

学校現場での不登校やいじめの状況については、懸念される事態、あるいは問題が生じた場合にはまず学校が対応し、重要な案件があれば教育委員会に口頭、文書により報告がなされている。又、事案のあるなしに関わらず定期的(毎月)に報告書の提出がなされている。

現在のところ切迫した問題はないとのことであったが、表面に出てこない事案、現在は些細なこととして問題視されていないが、将来の危険性といった問題も考えられるため、未然防止について協議した。

(1) 不登校について。

30日以上理由なき欠席を不登校、10～29日の欠席を不登校傾向と定義しているが、定例報告の対象となるのは、連続して7日以上欠席した場合とし、欠席1日～3日で初期対応を取り、電話相談や家庭訪問を行っている。対応として、S C (スクールカウンセラー) やS S W (スクールソーシャルワーカー) が配置されており、本人や家族と話をしながら解決に努めている。

教育委員会で把握した状況については、現在中学生1名が4カ月の不登校の状況であり、カウンセラーの対応や医療機関への相談を勧めている。

(2) いじめについて。

いじめの状況については、冬休み以降、報告はあっていない。平成26年度における状況報告については、認知件数が小学校3校で計23件、中学校で7件の合計30件の報告がなされた。但し、現在は全て解決済みとのことであった。

いじめ発見のきっかけは、教職員等が26件、教職員以外からの情報が4件となっている。いじめの態様としては、冷やかしやからかいが16件、軽くぶつかられたが10件、仲間外れが8件、これは複数回答です、等となっている。

いじめる児童生徒への対応は、学級担任や他の教職員が状況を聞き、指導したのが41件、保護者への報告が10件となっている。

いじめられた児童生徒への対応では、学級担任や他の教職員が状況を聞いたが30件、家庭訪問が8件、継続的に面談しケアを行ったのが6件となっている。実態把握のために行った具体的な方法では、年2～3回のアンケート調査、個別面談、児童と教職員との間での個人ノートの交換、家庭訪問がなされている。

(3) 今後の課題。

不登校やいじめの未然防止について多くの意見が出されたが、以下の事項については特段の取り組みが必要であるとした。

1、今現在はなくても水面下の危険、アンテナを張り巡らせ目に見えない事象を探ること。また、いじめは、あるということを前提に取り組むべきである。

2、いじめの実態把握のために具体的手法としてアンケート調査を年2～3回実施されているが、いじめの相談や報告をしやすくするための取り組みが必要。

3、いじめがあっているという話がありながら、当局が把握していない事案があるようである。どのような状況なのかを常に調査すべき。

4、数人がスーパー等に買い物に行き、物品を買っても支払いをするのがいつも決まった生徒というのもいじめの事例である。他人から見れば仲が良いように見えても実態はいじめ、このような事例は周りの大人が目配りすべきである。表面と裏面の実態を広報等で広く喚起すべきである。

以上です。

-----○-----

#### 日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託についてです。

本日まで受理しました陳情は、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、1件を配付としましたので報告いたします。

ここで、町長から挨拶の申し出があつていますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

平成28年第2回南関町議会定例会の開会にあたり、平成27年度補正予算案、平成28年度当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

昨今の国の動向を見てみますと、まず、国内の経済の状況においては、アベノミクスの「3本の矢」の一体的な推進等により、およそ四半世紀ぶりとなる良好な経済状況となり、「デフレ脱却・経済再生」及び「財政健全化」が一步前進したのではないかと考えられます。

穏やかな回復基調が続いているとはいわれるものの、都市部と地方との格差が解消できるまでには至っておりません。

そのことは、先日発表された国勢調査人口においても、東京への一極集中がはっきりと表れており、地方が輝き、将来に向けた力を発揮するためには、国の更なる支援が必要であると考えます。

今後も、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の実現やT P P 関連政策大綱の

実現などと、国の景気対策の成果が本格的な景気回復につながっていくことを期待するものであります。

国の看板政策とされている「地方創生」については、南関町においても、「南関町人口ビジョン」及び「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来に生かせるような様々な事業を展開することにより、町全体の活性化につなげていかなければならないと考えております。

さて、南関町におきましては、国調人口でも1万人を切り、人口減少と少子高齢化が進行している中で、出生数に対し死亡数の方がかなり多い状況が続いており、いまだに人口減少に歯止めがかからない状況となっております。

しかし、若年層の中では、就学前の児童数が若干ではありますが伸び続けており、いよいよ本年は、小学生の児童数が増加に転じることとなりました。今後も継続して少子化対策や子育て支援に取り組みたいと考えております。

一方、高齢化率は、本年2月末で35.8%と昨年の同時期よりも1%高くなっており、今後も更なる高齢化が続くことが予想されますので、町独自の問題や課題に対応するための総合的な取り組みも必要であると考えられます。

このような厳しい状況の中にあつてこそ、地域住民の皆様方が安全安心で心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことが望まれており、信頼される自治体として、分権時代にふさわしい質の高い行政サービスを提供していかなければならないと考えております。

本年度は、国県や地域の変化にも柔軟かつ弾力的に対応しつつも、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう事業を推進するとともに、総合振興計画や過疎地域自立促進計画など各種計画の策定を図り、地域住民の皆様の安全・安心な生活の確保と住民福祉の向上に努めて参ります。

そこで、今回御提案申し上げます平成28年度一般会計予算などでございますが、歳出全般にわたり細部までの検討を行い、経営の効率化、コストの削減を念頭におきながら歳出の抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果を重視し、重要度に応じた編成を行ったところでございます。

平成28年度南関町一般会計予算の総額は、59億1,871万8,000円で、昨年度と比較しますと、8,971万2,000円の減額で、1.5%のマイナスとなっております。

減額となりました主な要因は、土木費・道路橋梁費の事業の優先順位を検討した結果の減と教育費・保健体育費の事業費の減によるものであります。

その他の議案の提出については、条例の制定が3件、条例等の一部を改正する条例の制定が8件、条例の廃止が1件、平成27年度一般会計補正予算のほか各特別

会計の補正予算が8件、平成28年度一般会計予算のほか各特別会計の予算が9件、南関町総合振興計画基本構想についてが1件、過疎地域自立促進計画についてが1件、工事請負契約の変更についてが1件、業務委託変更契約の締結についてが1件、町道の路線認定が3件、同じく廃止が1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてが2件、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてが11件を提案しています。

御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

それでは、平成28年度の主要な施策について申し上げます。

まず、総務課関係では、今後一層の事務の効率化、合理化を図るとともに、職員の研修等を強化し、人事交流等も含めた職員の能力向上及び組織力の向上に努めて参りたいと考えております。

これまでも様々な論議が交わされてきた区長制度については、小規模行政区の再編・統合を図るとともに、当該地域に在住のすべての住民を区民とし、将来的には、全世帯の自治会加入を目標にしたいと考えております。

また、町職員による地域づくり応援職員制度を発足させ、行政への住民参加と、公共的活動への公務員参加の協力体制作りで、官民一体とする試みを実施します。

役場庁舎、公民館の建替等については、平成24年度に実施した耐震診断の結果及び南関町庁舎等検討委員会からの提言をいただいておりますので、平成28年度においては、庁舎等建設基金条例の制定、庁舎建設検討委員会の設置をする中で、住民説明会を開催するなど、幅広い御意見や御要望を伺い、建設・改築等の方向性を決定していきたいと考えております。

公共施設等を適切に管理するため、現状や課題を客観的に把握、分析し、公共施設等総合管理計画を策定することとします。

平成27年度に試行を実施した人事評価制度については、28年度より本格的な実施となりますが、職員の評価を行うだけではなく、職員一人ひとりの人材育成に係る意識改革を行うとともに、職場全体の総合力の向上にもつなげたいと考えております。

また、28年度は第5次行政改革大綱のスタートの年となりますが、第4次までのプログラムの積み残しや、新たに必要性が高まった事項について行政改革を推進することとします。

特に、人口減少等による地方交付税の減額が予想されるため、更なる自主財源の確保に努め、柔軟に対応のできる財政構造を構築し、事務・事業を評価し、中・長期的な計画を見据えた事業の執行に努めます。

安全安心な町づくりについては、全地区に組織されました「自主防災組織」の活

動強化を図りながら、町及び各組織・各種団体等と連携し、災害リスクの現状や防災に関する理解を得て、地域防災を担う人材を育成する取り組みに努めて参ります。

次に、まちづくり課関係では、平成27年度に5年目を迎えた「南関町住んでよかったプロジェクト推進事業」の精査、整理・改善に取り組んだところであり、転入者引越奨励金、太陽光発電システム設置費補助金など3事業を廃止し、新たに、子どもインフルエンザ予防接種助成金、ファミリー・サポートセンター事業、家庭内保育世帯応援金など4事業を実施する計画であり、更なる子育て支援と定住対策を推進したいと考えております。

また、移住希望に応えるために、空き家バンクを充実し、まちおこし協力隊の導入を検討して参ります。

グリーンヒル二城の分譲につきましては、現在、3区画の契約となっておりますので、町外にお住まいの方や町内企業等にも幅広い周知を行い、早期分譲ができるように努めて参ります。

昨年10月から試験運行しております予約型乗り合いタクシー事業については、現在、登録者が1,200人程となり、利用者も増加しておりますが、28年度は、利用者の皆さんの御意見や御要望を伺う中で、将来の交通体系の在り方等も含めて検討していきたいと思っております。

企業誘致・支援については、27年度は、これまでの町の歴史にないような大型増設の調印を4件実現することができました。

このことは、新たな地域雇用や地域産業の振興につながるものであり、今後も、更なる企業の誘致、既立地企業の増設を推進するとともに、立地いただいた企業の支援に努めて参ります。

次に、税務住民課関係では、熊本県公共関与最終処分場「エコアくまもと」が昨年11月に完成し事業が開始されました。

今後は、県・事業団・町・関係企業との連携により、熊本県の北の環境教育の拠点としての役割が果たせるような取り組みを推進していきたいと考えております。

また、最終処分場建設に伴う地域振興策については、事業の完了に向けて、28年度は、農業用施設整備等の事業を実施する計画であります。

和水町との共同で運営している火葬場・せきすい斎苑については、27年度に策定した「火葬場整備に伴う基本計画」をもとに、二町連絡協議会の中で引き続き検討をしていきたいと考えております。

次に、福祉課関係では、平成28年度からの、延寿荘の民営化に伴う社会福祉法人による運営開始、文化幼児園の認定こども園としての運営が始まるということで、一つの区切りを迎えることとなりました。

28年度以降は、「住んでよかったプロジェクト推進事業」の内、関連する「子育て支援事業」を推進するとともに、「介護保険の新しい総合事業」及び「国保係、保健センターに関係する保健事業」を充実させることにより、医療費の適正化、保健事業の充実、高齢者の健康づくりの推進を図りたいと考えております。

次に、経済課関係ですが、本町の基幹産業であります農業は、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などと、大変厳しい状況にあります。

このような中で、現在も推進している圃場整備の新規計画の取りまとめを行うとともに、農地の集約や営農組織の設立を推進し、コスト削減を図りながら、担い手農家の確保、農業所得の向上に努めて参りたいと考えております。

また、イノシシやアナグマ等の被害も多発していることから、昨年に引き続き、鳥獣保護管理等の強化及び農業者の狩猟免許取得・猟友会加入への推進を図ります。

町特産品や農産物の販路拡大については、南関町ふるさと応援団の設立、連携により、町外者への町情報の周知やふるさと納税での返礼品等も含めて、安定した生産、新規商品の開発等を推進していきます。

ふるさとセンターについては、条例改正により、より使いやすいものとしていますので、4月からの新しい指定管理者には、利用者が増加するような管理運営を期待しています。

まちづくり課と共に取り組んでいるバンブーフロンティア事業では、地方創生の一部と捉えて、広域で行う民間事業の全国モデルとなり得るような事業の推進に努めており、既に、バンブーフロンティア株式会社など3社が設立され、今年度は本格的な工場建設も始まることから、作業道の整備や竹の伐竹・工場への搬入など、企業と竹林関係所有者との調整・協議等の支援を引き続き行っていきます。

次に建設課関係ですが、まず、道路、橋梁、公共施設等の維持管理について、専門家による点検・調査の結果に基づき、橋梁では、長寿命化修繕計画により、平成28年度は、上坂下外郷橋の補修工事を行うとともに、町道の舗装についても、維持管理計画に基づき町内8カ所の舗装の修繕を行いたいと考えております。

トンネルにおいては、鬼王トンネルの改修を行う計画としております。

町道改良工事等については、町道米田～鬼王線の内、県への委託事業区間の早期工事完了に取り組むとともに、継続事業としている町道関村～田原線、町道米田～大場線や町道小原～上長田線の歩道法面防草工事などを行い、次年度以降の工事計画となる用地取得も早急に取り掛かることとしております。

町営住宅では、長寿命化型改善工事として、高久野団地の防水・外壁修繕工事を行います。

また、28年度からは、生活道路の維持補修対策、農地の小災害の補助など、新

規事業へも対応することとしております。

県工事としては、県道荒尾・南関線（長山西の狭所部分）の改良工事、北開地区の急傾斜対策事業をはじめ、国・県道の歩道整備や改良工事が計画されており、県・町の連携を図りながら事業を進めていきます。

次に、教育課関係では、まず、平成27年度から教育委員会の制度改革が行われたことから、南関町に「総合教育会議」を設置し、教育に関する「大綱」を策定したところであります。

今後も、教育委員会へのチェック機能の強化と会議の透明化を図るとともに、教育行政に果たす責任や役割を明確にし、教育政策の方向性を教育委員会と共有し、教育行政に当たっていくこととしております。

28年度の主な工事等としては、町内全小学校普通教室へのエアコン設置を行うこととしております。

なお、小中学生の学力向上対策としては、昨年度に電子黒板等のICT機器を追加導入しましたので、教職員の利活用と教育力の向上を図っていきたいと考えております。

また、長年の課題でもあった町民体育祭の開催については、関係者へのアンケート調査等を参考にして、平成28年度からは、各小学校運動会を校区運動会に拡大する取り組みを通して、地域全体で小学校を支援していく体制を更に強化していくとともに、合併60周年の記念事業として実施し好評であったウォーキングと軽スポーツ大会等を実施したいと考えております。

平成29年の3月をもって閉校となる南関高校については、南関町はもとより、同窓会や育友会、地域住民の皆様と一体となって、最後まで支援していきたいと思います。

そのほかにも、有明圏域定住自立圏構想の中での近隣市町との連携においては、関係自治体との連携・協力を進めるとともに、玉名市を中心市とする定住自立圏構想も進められていることから、両地域の各自治体の自主性を尊重しながら、様々な分野において相互の連携と役割分担のもと、互いの市町の不備を補完していくことができると考えております。

また、地域住民の皆様方の御意見や御要望を伺うための地域懇談会の開催や、町政に対する理解を深めていただくための「南関町協働のまちづくり出前講座」についても継続して計画していくとともに、将来を担う南関中の生徒の皆さんとの意見交換会を開催したいと思います。

以上、申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくには財政基盤の確立が最重要課題であります。このためには、これまで以上に行財政改革を進め、徹底



的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減をはかるとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性・必要性をかんがみ、優先順位をつけながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の意識改革についてですが、職員の一人ひとりが、地域住民の皆様の意見や要望を理解し対応できるように、各業務においても、それぞれが、町の中・長期的なビジョンを描き、それを実現する体制づくりを推進していきます。

このような重点施策を中心に、引き続き、「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備」を町づくりの3本の柱として、地域住民の皆様の声を反映できる開かれた行政運営に取り組んで参る所存でございます。

今後とも、一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年度町政運営の施政方針とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第3号から日程第54、議案第50号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第3号から日程第54、議案第50号までの議案を一括上程することに決定しました。

ここで皆様方にお願いですけれども、先ほど総務課長から議案第9号と14号の表紙の差し替えが配付してございますので、そのとおりにしてください。

-----○-----

日程第 5	議案第 3号	ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定について
日程第 6	議案第 4号	南関町庁舎等建設基金条例の制定について
日程第 7	議案第 5号	南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
日程第 8	議案第 6号	南関町行政不服審査会条例の制定について
日程第 9	議案第 7号	南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第 8号	南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第 9号	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第12	議案第10号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 11 号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 12 号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 13 号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 14 号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15 号 平成 27 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 18 議案第 16 号 平成 27 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 27 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 27 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 27 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 27 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 28 年度南関町一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 28 年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成 28 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 26 号 平成 28 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成 28 年度南関町介護保険事業特別会計予算について

- て
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 南関町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 町道の路線認定について
- 日程第 4 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること

とについて

日程第 5 2 議案第 4 8 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 3 議案第 4 9 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 4 議案第 5 0 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私から、第 3 号議案から第 1 0 号議案まで続けて提案をさせていただきます。

第 3 号議案、ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

南関町ではふるさと応援寄附金を募っておりますが、近年ホームページでの周知が図られたことやお礼の特産品を 1 3 品目に追加したことで、本年 3 月 8 日現在で 2 8 0 件、5 8 0 万 8, 0 0 0 円の寄附をいただいております。これまでは、寄附金を総合振興計画に掲げる事業の施策といたしまして、一般財源に充てて活用させていただいております。今後は南関町を応援するために寄せられた寄附金を原資として南関町のまちづくりを実現するための資金として積み立てて財源に充てることとして、今回ふるさとなんかん応援寄附金基金を設立したいと考えたものでございます。

地方自治法第 2 4 1 条第 1 項及び第 8 項の規定により、目的基金としてふるさとなんかん応援寄附金基金条例を制定しようとするものでございます。このことによりまして、基金を確実かつ効率的に運用し、目的のために基金を積み立て、または目的のために処分をすることができることとなります。

議案に沿って、主な事項について説明いたします。

まず、第1条で目的を規定しております。この条例は、ふるさと納税制度を活用して南関町を応援するために寄せられた寄附金を原資とし、南関町のまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、ふるさとなにかん応援寄附金基金を設置すると定めているところでございます。

次に、第2条で、積立額につきまして、一般会計歳入歳出予算で定めることとされているところです。さらに運用益金、預金利子ですが、その処理につきましては、地方自治法第241条第4項の規定により予算に計上して基金に繰り入れるものとしております。

第6条で処分といたしまして、特定の目的基金でありますので、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、積立金の全部、または一部を処分することができるとしております。

第7条で、委任規定といたしまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行すると定めております。

以上をもちまして、ふるさとなにかん応援寄附金基金条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

第4号議案、南関町庁舎等建設基金条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

南関町の庁舎及び公民館につきまして、耐震に問題があることから、この庁舎、公民館の在り方について南関町庁舎等検討委員会で一昨年から検討を続け、提言を受けたところまで進んでおります。今後は、庁舎等の建設につきまして、庁舎建設計画を策定し、改めて住民の方々の代表による南関町庁舎等建設委員会を立ち上げていく予定でございます。このことを受けまして、庁舎等の建設に係る財源の確保のために資金を積み立てる基金を創設したいと考えたものでございます。地方自治法第241条第1項及び第8項の規定により目的基金として南関町庁舎等建設基金条例を制定しようとするものでございます。

議案に沿って主な事項について説明いたします。

まず、第1条で設置を規定しております。庁舎建設基金に充てるために南関町庁舎等建設基金を設置するとしております。

次に、積立額として、第2条に基金として積み立てる額は毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とすると規定しております。さらに運用益金の処理につきましては、地方自治法第241条第4項の規定により予算に計上して基金に繰り入れるも

のとしております。

第6条で、処分といたしまして、特定の目的基金でありますので、目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、積立金の全部または一部を処分することができるとしています。

第7条で、委任規定といたしまして、この条例に定めるもののほか基金の管理及び処分に関し必要な事項は町長が別に定めるとしているとしているものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行すると定めております。

以上をもちまして、南関町庁舎等建設基金条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

第5号議案、南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

南関町土地開発基金条例につきましては、地価の急激な高騰時に迅速に公共用に供する土地を取得するため、当該基金を設置し運用してまいりましたが、公共施設等の新規整備はほぼ完了し、今後はかつての規模の土地取得は見込めないと考えまして、当該基金条例を廃止することとしたものでございます。

議案に沿って、主な事項について説明いたします。

南関町土地開発基金条例は廃止するとしております。

附則第1項といたしまして、この条例は施行期日を公布の日からとして、第2項で、この条例の施行日において南関町土地開発基金に積み立てられている基金は、南関町一般会計に繰り入れるものとしており、このことにより基金の全部を処分することとなります。残存する財産は平成28年度の歳入歳出予算に繰入金として計上することとなります。

以上をもちまして、南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

第6号議案、南関町行政不服審査会条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この南関町行政不服審査会条例の制定は、行政不服審査法が平成26年に全部改正をされております。そして、平成28年4月1日を施行日とするその法律が成立し、これに伴い、条例を新たに制定したり改正したりする必要が生じたことによるものでございます。

行政不服審査法の全部改正は住民の権利、救済のための手続きを定めるもので、

公正な手続きを担保するための規定を整理しているものでございます。中でも旧法では行政等の処分に対して不服申し立てをする場合、審査請求と異議申し立ての二本立てとなっておりましたが、今回新法では審査請求だけの一本化とし、また審査手続き方法も改正されまして、審査員が中立的な立場で実質的な審査を行い、その審査結果を第三者的な立場の附属機関である行政不服審査会に諮問して、チェック機能を発揮させるという手続きが設けられたところでございます。

さらに、今回この条例には関係はないことではございますが、不服申立期間についても、申立人に配慮して、旧法が60日としていたところを新法では3カ月としておおよそ1カ月延期をしております。

以上のような、行政不服審査法の全部改正がありましたので、不服申し立てがあった際に公正性を高めるために今回南関町行政不服審査会を置く条例を制定するものでございます。

議案に沿って、主な事項について説明いたします。

最初に、趣旨として、第1条で、この条例は平成26年法律第68号で全部改正されました行政不服審査法に基づき、南関町行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めると決めています。

第2条では、行政不服審査法に基づいて不服申し立てがされ、審議手続きを経て、審査員の意見書の提出を受けたときは町は町の執行機関の第三者機関である南関町行政不服審査会に対して諮問しなければならないとされているもので、南関町の場合は、現在の不服申し立てがほとんどない状態でしたので、常設とする必要はなく、その事件ごとに第三者機関を置き、その不服申し立てに係る調査審議が終了したときは廃止をするというものにしたものでございます。

また、第3条では審査会は委員5人以内をもって組織するとして、その委員は審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に対して優れた見識を有するものの中から町長が委嘱すると定めています。当然常設の審査会ではありませんから、審査会が廃止されるときは委員は解任されるものといたします。

また、委員には守秘義務が課せられ、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしておりまして、第9条において罰則を設けております。1年以下の懲役または50万円以下の罰則、罰金というように、町の条例では厳しい罰則としております。

なお、第5条と第6条には、審査会の組織と運営を定めているところです。審査会の庶務は総務課において処理し、委員委任として審査会の調査審議の手続きに関し必要な事項は会長が審査会に諮って定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行します。

以上で、南関町行政不服審査会条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課の説明を続行してください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第7号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の、平成27年4月1日を適用日とする遡及する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

今回は、平成28年4月1日を施行日とする第8号議案と分けて提案させていただくものでございます。この条例改正は、平成27年の人事院勧告に基づく改正とあわせて熊本県人事委員会勧告に基づく改正でございます。まず人事院勧告の主な内容といたしましては、特別給として期末勤勉手当の率が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っているということから、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引き上げる必要があるとする勧告を行っているものです。またその引上げ分を勤務実績に応じた給与を推進するために、勤勉手当に配分することとしております。

このことを受けまして、町は民間従業者と公務員との格差を考慮して均衡が保たれるよう平成27年4月1日から一般職員の勤勉手当の支給率について0.75月分を0.85月分にして、0.1月分増額改定するものであります。また同じく再任用職員の勤勉手当の額につきましても、0.35月分を0.4月分とし、0.05月分を増額回答するものでございます。議案中では、第15条第2項第1号で、従前の勤勉手当は6月、12月同額でございましたので、今回に限り6月に支給する分は100分の75として、12月に支給する分を100分の85に改めることとしております。同じく、第2号では再任用職員について、同様に6月に支給する場合は100分の35、12月に支給する場合は100分の40に改めることとしております。

続きまして給料月額改正であります。給料表を改正するものでございます。現在の給料月額を引き上げる改正の給料月額表でございます。この給料表の改正は、



同じく平成27年4月1日から施行します。町は従前は国の人事院勧告を基本としておりましたが、昨年の人事院勧告に準じた改定では、公民格差は解消できないと判断をいたしまして、町の従前の給料表を使用していたところでございます。このたび、国の人事院勧告では若年層に重点を置いた俸給表の引上げはされておりましたので、給料表の水準の引上げを行うことが適当であるをいたしまして、熊本県人事委員会の勧告に基づいて若年層の給料を2,500円、その他についてはそれぞれ1,100円引き上げることとした改定を行うものでございます。このことによりまして、職員給料の増額分は一月当たりが29万8,673円となり、1年では358万4,076円となります。職員1人当たり年間で2万8,445円の増額となる見込みでございます。町といたしましては、職員数の減少傾向が続いております中で、公務に精錬している職員の士気を高め今後ますます住民サービスの向上を目指して職員が持てる力を発揮してくれるものと期待をしているところでございます。給料表は別表第1のとおりです。

附則といたしまして、先ほどから何回か申し上げておりますとおり、適用日を平成27年4月1日からとして遡及するものとしております。

改正附則の第2条では、適用日において級を異にする異動をした場合、その場合においては給与改正条例に伴って他の職員との均衡を失しないように町長が定めるというふうに規定をしています。

また、附則3条では、改正前の南関町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの給与条例の規定による給与の内払いとみなすということで、差額を支給することとなるということを規定しているものでございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第8号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の、平成28年4月1日を施行日とする条例の制定についてを、提案理由及び議案の説明をいたします。

国は給与制度の総合的見直しを平成27年度から実施しております。他の自治体も遅ればせながらではありますが、国に準じて給与制度の総合的見直しに取り組んでおりますことから、情勢適応の原則に照らして、町も平成28年4月1日から国の給料表へ切り替えを行います。このことによりまして、若年層については、全体で月額7万1,900円増額となり、1人当たり2,246円増額になる見込みですが、その他の職員は、全体で月額50万8,500円の減額となり、1人当たり5,409円減額となる見込みでございます。

そこで、激変の緩和策といたしまして、国は3カ年の現給保障期間を設けておりました。そこで町は1年遅れで、この総合的見直しに取り組むこととなりますので、

あと2年間の現給の保障を設けて、平成30年3月31日までは現給を保障するものでございます。

議案で、主なものについて説明をいたしますと、第1条中では、地方公務員法の改正に基づいて項ずれを起こしておりました。第2項が削除されまして、そして第6項が第5項にずれたことによる改正でございます。ちなみに、この条例のこの規則の項は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるというふうに定めているものでございます。

次に、第3条第2項の中で改正が、地方公務員法の改正で、条例において級別職務分類表を改正して、適正な職務を示すように規定をされましたので、改めて町では等級別基準職務表を定めて、そこに添付をさせていただいております。

それから、第11条の改正は、平成28年4月から山の日が新たに祝日として制定されたことに伴いまして、時間外勤務手当等に活用する勤務1時間当たりの給与の算出に影響が出てまいります。現在、年末年始及び祝日を控除して計算するとしておりました。その祝日が1日増えることによりまして、計算式の分母が減りますので、若干ですけれども、勤務1時間当たりの給与が職員に対して増えることとなります。

また、第14条の改正は、行政不服審査法の全部改正による改正で、第15条第2項第1号では、平成27年12月に増額改定した支給率、これは勤勉手当ですが、この勤勉手当の支給率を6月、12月ともに100分の80に改め、同項第2号では再任用職員についても同様に6月、12月ともに100分の37.5を支給することとする改正でございます。

別表第1で給料表を改正して、別表第2で等級別基準職務表を新ためてそこに表しております。

附則といたしましては、平成28年4月1日施行としておりまして、附則第2条では適用日において、級を異にする異動をした場合においては、給与条例の改正に伴って他の職員との均衡を失しないように町長が定めることを規定していることでございます。

また、改正附則第3条では、激変の緩和策として総合的見直しに取り組むこととなることから、あと2年間の現給の保障を設け、平成30年3月31日までは現給を保障するとしているものでございます。

以上で、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第9号議案でございますが、先ほど議長からお話ございました議案書に誤りが

ございましたので差し替えのお願いをしております。申し訳ありませんでした。

では、第9号議案、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定としております。このことにつきましてですが、実情といたしましては、行政不服審査法の改正に伴う関係条例を、その一部を改正する条例でございます。この条例は5本の条例から成り立っております、同一の理由による条例改正でございますので、この1本で整理をすることといたしました。それぞれの条例を条立てて表記をしております。

まず、行政不服審査法第38条第4項は同条第6項で、また第78条第4項は第81条第3項で、それぞれ読み替えられることにより、地方公共団体が審理員が行う提出書類等の写しなどの交付の際の手数料及び同法第81条の期間が主張書面等の写しを交付する際の手数料の徴収及び実費の範囲内での金額を条例で定めることとしているところから、この改正を行うものでございます。

まず、第1条は、南関町手数料条例の一部の改正でございます。

第1条中手数料の次に、行政不服審査法の規定により、その事務につき徴収する手数料を追加し、第5条は納入についての規定ですが、手数料を納入しなければならないという規定に、町長または行政不服審査法第38条の規定に基づき、審査員が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員が、また同法第81条の規定に基づき、同条の機関が行う主張書面等の写しの交付にあつては、当該機関が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない、例外規定を設けているものでございます。

次に、別表のうち、乗合タクシーの次の項に、行政不服審査法第38条の規定に基づき、審査員が行う提出書類等の写し等の交付、それから、行政不服審査法第81条の規定に基づき、同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付の手数料については、そこに規定をしておりますが、これは、南関町情報公開条例施行規則の別表第2を準用した形で、同じ金額を定めております。

続いて、大きな第2条は、南関町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。その中で、第4条第2項において示されている審査の申し出の中に第2号として、審査の申し出に係る処分の内容というのを追加しております。また、審査申出人に係る規定について、第6項として、審査申出人は代表者若しくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは書面でその旨を委員会に届けなければならないというところを追加するものでございます。

また、第6条は書面審査についてを規定をしておりますが、その第6条に第2項として、前項の規定にかかわらず行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して

弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたこととみなすとしております。

また、行政不服審査法第38条第4項を、地方税法第433条第11項で読み替えられることにより、納付しなければならない手数料についてを定め、また、同じく地方税法第433条第11項で読み替えられる、行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する気力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を上限として手数料を減額し、または免除することができるものとしております。

次に、大きな第3条、南関町行政手続条例の一部を改正するものでございますが、処分及び行政指導の適用除外について定める第3条第10号中、異議申し立て、その他の不服申し立て及び決定その他の処分を削るものでございます。これは、旧法では行政等の処分に対して不服申し立てをする場合、審査請求と異議申し立てとの二本立てとなっていたものを、今回新法では審査請求だけの一本化にしたことによる改正でございます。

次に、大きな第4条、南関町情報公開条例の一部を改正するものでございます。情報公開の不服申し立ての第19条の、「決定等」の次に、「又は開示請求に係る不作為」を加えることとしております。行政処分には、この不作為も対象になるからでございます。

また、情報公開の不服申し立てには、審理員制度は適用がないとしております。

最後に、大きな第5条、南関町個人情報保護条例の一部を改正するものとしておりますが、不服申し立ての審査会への諮問を規定をしております第42条、利用停止決定等または開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為が行政不服審査法の対象にあることから、第2号、第3号及び第4号においても、旧法では決定がなされたことを裁決と、改正することに伴う整理も行っているところでございます。

また、個人情報保護の不服申し立てにも審理員制度は適用がないとしておりますし、字句の訂正をしているものもございます。

以上、5本の条例改正については、平成28年4月1日から施行するとしております。そして、改正後の南関町固定資産評価審査委員会条例の適用区分を、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出についてのみ適用することとして、それ以前の申し出についてはなお従前の例にすることとしております。

以上で、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い

いたします。

第10号議案、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

平成26年5月に交付されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、地方公務員法において任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を取り入れるという人事評価制度の導入によりまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることを規定する法の改正が行われたものです。それによりまして、また同じように条立て一括して条例を改正するもので、それぞれ一つずつの条例を条立てで改正をしております。3条までございます。

第1条におきましては、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部改正といたしまして、地方公務員法第24条の給与、勤務時間その他の勤務時間の根本基準の整理によって、改正に基づいて、第2項が削除されましたので、第6項が第5項にずれたことによる改正でございます。

第2条におきましても前条と同様に、地方公務員法が項ずれを起こしましたことによる改正でございます。

第3条におきましては、南関町人事行政運営についての評価でございますが、ここにつきましては、人事行政の運営等の状況の公表についてでございますが、公表の内容につきまして、7号といたしまして、職員のサービスの状況を追加をしております。それから第5号としまして、職員の休業の状況、第2号といたしまして、職員の人事評価の状況というものを追加をしております。

それから、第5条中でございますが、公表する方法ということで、第3号にインターネットの利用により閲覧する方法というものを追加したものでございます。

以上で、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 福祉課から、第11号議案から第13号議案まで続けて御説明させていただきます。

まず、第11号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の

一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備並びに運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する条例を町で制定する必要があるため御提案申し上げるものでございます。

今回の改正の主なものとしたしましては、地域密着型通所介護の創設ということで、小規模な通所介護につきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であり、また町が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型に移行となること。また、利用定員9人以下の療養通所介護も同様に移行されることなどによるものでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、厚生労働省令のうち指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、同基準に従いまして改正し定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、目次中第3章の次に次の1章を加えることとしたしまして、第3章の2、地域密着型通所介護の目次を加えるものでございます。

飛びまして、次に下のほうになりますが、第59条の次に、次の1章を加えることとしたしまして、第3章の2、地域密着型通所介護、第1節、基本方針、見出し。

第59条の2で、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないと定めるものでございます。

次の2ページを御覧ください。

第2節、人員に関する基準につきまして、第59条の3で、従業者の員数について定めておまして、第1項では、次のとおりとするとしまして、生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員、機能訓練指導員について、以下、右の次のページになりますが、第8項まで従業者の員数について定めております。また、第59条の4では管理者について定めるものでございます。

次に4ページを御覧ください。5行目になりますが、第3節で、設備に関する基

準といたしまして、第59条の5で第5項まで設備及び備品等について定めるもの  
でございます。

5ページを御覧ください。2行目、第4節で、運営に関する基準といたしまして、  
第59条の6で、心身の状況等の把握について定め、第59条の7では、利用料等  
の受領について第5項まで定めるものがございます。

6ページを御覧ください。6行目、指定地域密着型通所介護の基本取扱方針、第  
59条の8、指定地域密着型通所介護は利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止  
に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

第2項で、指定地域密着型通所介護事業者は自らその提供する指定地域密着型通  
所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと定め、第59条  
の9で、その通所介護の具体的取扱方針について、第6号まで定めるものでは  
ございます。

7ページを御覧ください。第59条の10で、地域密着型通所介護計画の作成に  
ついて、第5項まで。第59条の11で、管理者の責任について、第2項まで定め、  
第59条の12で運営規程について定めるものがございます。

8ページを御覧ください。5行目、第59条の13では勤務体制の確保について、  
第1項から第3項まで、第59条の14で定員の遵守について、第59条の15で  
非常災害対策について、第59条の16で衛生管理等について、第1項、第2項で  
定めるものがございます。

9ページを御覧ください。第59条の17では地域との連携等について、第1項  
から第5項まで定めるものがございます。第59条の18で、事故発生時の対応に  
つきまして、第1項では地域指定密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地  
域密着型通所介護の提供により、事故が発生した場合は町、当該利用者の家族、当  
該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講  
じなければならないとし、以下、2項から4項まで定めるものがございます。

10ページを御覧ください。4行目です。第59条の19では、記録の整備につ  
いて。第1項で事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお  
かななければならないとし、第2項で記録の整備、保存期間に関することについて、  
第59条の20では、規定の準用に関して定めるものがございます。

次に、第5節では、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運  
営に関する基準について定めるものがございます。

第1款、この節の趣旨及び基本方針。

この節の趣旨、第59条の21で、第1節から第4節までの規定にかかわらず、  
指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準につい

ては、その節の定めるところによるといたし、次の11ページを御覧ください。7行目、第59条の22で基本方針について、第1項、第2項に定めるものでございます。

中断下の第2款、人員に関する基準では、第59条の23で、従業者の員数について、第1項、第2項に定め、第59条の24では管理者について、第1項から第3項までに定めるものでございます。12ページを御覧ください。7行目、第3款、設備に関する基準といたしまして、第59条の25で利用定員につきまして、それから第59条の26では設備及び備品等について、第1項から第4項に定めるものでございます。

下の第4款では運営に関する基準を定めるものでございます。第59条の27で内容及び手続きの説明及び同意について、次の13ページ、第59条の28で心身の状況等の把握について、第59条の29で事業者等との連携について、第1項から第4項まで、また第59条の30で指定療養通所介護の具体的取扱方針について、5号まで定めるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。中段、第59条の31、療養通所介護計画の作成について、第1項では管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならないと定め、以下第6項まで定めるものでございます。

次に、15ページを御覧ください。3行目、第59条の32で、緊急時の対応につきまして、第1項から第5項に、第59条の33では管理者の責務について、第1項から第5項に定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。3行目、第59条の34では運営規程につきまして第1号から第9号まで、第59条の35では緊急時の対応医療機関について、第59条の36では、安全・サービス提供管理委員会の設置について定めるものでございます。

17ページを御覧ください。4行目、第59条の37では記録の整備について、第1項、第2項に、第59条の38では規定の準用に関して定めるものでございます。一番下の行になりますが、第60条中「(法第5号の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削るから、20ページにかけましては、今回の法令等の改正に伴うものの改め等でございます。

20ページをお願いいたします。最後に附則といたしまして、施行期日及び経過措置に関して定めるものでございます。

以上で、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関す



る条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第12号議案、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する条例を町で制定する必要があるために御提案申し上げるものでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、厚生労働省令の基準の一部改正に基づき同基準に従いまして改正し定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

条例の一部を次のように改正するというので、2行飛ばしまして、8行目になります。第39条、地域との連携等に関する規定になりますが、第1項及び第2項を次のように改めるとしまして、第1項で、運営推進会議に関することにつきまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと定めるものでございます。

第2項では、記録の作成、記録の公表について定めるものでございます。

また、第39条に次の3項を加えることとしまして、第3項で指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図らなければならないとし、第4項で事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び助言を行う事業、その他の町が実施する事業に実施する事業に協力するよう努めなければならないとし、第5項では、事業者は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うよう努

めなければならないと定めるものでございます。

次に、第40条、記録の整備第2項に第6号といたしまして、次のページになりますが、前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を加えるものでございます。

以下は、関係いたします条文の読替規定等の改正等を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日及び経過措置に関して定めるものでございます。

以上で、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第13号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

当該条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正する条例を町で制定する必要があるため御提案申し上げるものでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に基づきまして、同基準に従いまして改正し、定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

4行目になりますが、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第28条は、小規模保育事業の設備の基準を定めているものですが、これは建築基準法施行令の改正に伴いまして改めるものでございます。

次に、第29条及び第31条は、職員に関する規定ですが、第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものでございます。

次に、第43条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準に関する規定ですが、建築基準法施行令の改正に伴うもので、第28条の改正と同じでございます。

次に、中ほどの第44条第3項及び第47条第3項の改正は、第29条の改正と同じでございます。また、「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるもので

ございます。

次に、附則に次の見出し及び4条を加えるといたしておきまして、（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）との見出しで、附則第6条といたしまして、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならないと定めるものでございます。

次のページを御覧ください。第7条といたしまして、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができると定めるものでございます。

次に、第8条では、研修代替要員等の加配時における保育士以外の人員配置の弾力化について定めるものでございます。

次に、第9条で、全2条の規定を適用する時は、保育士の数を3分の2以上置かなければならないと定めるものでございます。3分の2以上は保育士ということで、定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第28条第7号イ及び第43条第8号イの改正規定は、平成28年6月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 大変申し訳ありませんが、差し替え分で説明させていただきます。

第14号議案、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由及び改正内容につきましては、熊本県の排水設備工事責任技術者の資格認定に関する試験及び更新講習に関する事業の受託法人の名称が、公益財団法人下水道技術センターから公益財団法人上下水道サービス公社に改められたためでございます。また、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行され、下水道に排出されるトリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法における排水基準が1リットル当たり0.3ミリグラムから0.1ミリグラムに規制強化されたことに伴い、下水道

法における排除基準も同様に強化されたために条例の一部改正が必要となりました。

次ページをお願いいたします。条例案でございます。南関町下水道条例の一部を改正する条例。

南関町下水道条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「公益財団法人下水道技術センター」を「公益財団法人上下水道サービス公社」に改める。

第13条第1項第10号中「0.3」を「0.1」に改める。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15号議案、総務課からの説明を行ってください。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第15号議案、平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,266万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,333万6,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、今年度内に支出が終わらないと見込まれる事業を繰り越すものでございます。

また、地方債の補正は、各事業の追加・変更に伴いまして地方債の追加・変更を行うものでございます。

次のページをお開きください。歳入でございます。

1款町税、1項町民税1,340万円を追加し、3億3,267万9,000円とし、2項固定資産税535万円を追加し、5億9,823万9,000円とし、4項町たばこ税130万円を追加し、7,862万2,000円とするものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税324万5,000円を追加し、19億2,908万9,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金37万3,000円を減額して、44万7,000円とし、2項負担金228万5,000円を減額し、9,204万8,000

円とするものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料20万円を追加し、1億724万9,000円とし、2項手数料17万6,000円を追加し、1,501万円とするものでございます、

14款国庫支出金、1項国庫負担金834万7,000円を追加し、3億8,084万5,000円とし、2項国庫補助金4,659万9,000円を追加し、4億2,797万4,000円とし、3項国庫委託金2万7,000円を追加し4,302万1,000円とするものでございます。

15款県支出金、1項県負担金1,692万6,000円を追加し、2億3,648万2,000円とし、2項県補助金739万2,000円を追加し、2億7,398万円とし、3項県委託金49万1,000円を減額し、2,507万5,000円とするものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入2,690万4,000円を追加し、2,690万4,000円とするものでございます。

17款寄附金、1項寄附金141万4,000円を追加し、581万5,000円とするものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金5,776万3,000円を減額し、7,938万8,000円とし、2項特別会計繰入金4,675万7,000円を減額し、991万5,000円とするものでございます。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料19万4,000円を追加し、72万1,000円とし、4項雑入443万5,000円を追加し、1億630万3,000円とするものでございます。

21款町債、1項町債6,090万円を減額して、7億66万2,000円とするものでございます。

歳入合計58億7,599万6,000円のところを、3,266万円減額して、58億4,333万6,000円とするものでございます。

次のページをお開けください。歳出でございます。

1款議会費、1項議会費109万1,000円を減額して、8,841万6,000円とするものでございます。

2款総務費、1項総務管理費3,036万9,000円を追加し、6億2,589万3,000円とし、2項徴税費24万3,000円を減額し、1億676万4,000円とし、3項住民基本台帳費89万1,000円を追加し、3,071万6,000円とし、4項選挙費33万5,000円を追加し、1,477万2,000円とし、5項統計調査費12万4,000円を減額し、780万1,000円とし、6項

監査委員費 29 万円を減額し、108 万 8,000 円とするものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費 2,912 万 5,000 円を追加し、13 億 295 万 5,000 円とし、2 項児童福祉費 286 万 2,000 円を追加し、4 億 8,094 万 5,000 円とするものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 788 万円を減額し、2 億 3,697 万 2,000 円とし、2 項清掃費 66 万 1,000 円を減額し、2 億 1,693 万 4,000 円とし、3 項水道費 45 万 6,000 円を減額し、293 万 2,000 円とするものでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費 1,117 万 3,000 円を減額し、2 億 7,994 万 1,000 円とし、2 項林業費 142 万 7,000 円を減額し、1,044 万 3,000 円とするものでございます。

6 款商工費、1 項商工費 115 万 3,000 円を減額し、1 億 4,337 万 6,000 円とするものでございます。

7 款土木費、1 項土木管理費 2 万 1,000 円を減額し、7,816 万 3,000 円とし、2 項道路橋梁費 305 万 1,000 円を減額し、4 億 8,968 万 7,000 円とし、4 項住宅費 1,680 万 8,000 円を減額し、5,940 万 4,000 円とし、5 項下水道費 23 万円を減額し、1 億 1,197 万 9,000 円とし、6 項浄化槽整備推進事業費 309 万 6,000 円を追加して、2,743 万円とするものでございます。

8 款消防費、1 項消防費 1,351 万 5,000 円を減額し、1 億 8,868 万 5,000 円とするものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費 86 万 3,000 円を減額し、4,215 万 6,000 円とし、2 項小学校費 82 万 3,000 円を減額し、9,686 万 3,000 円とし、3 項中学校費 1,946 万 2,000 円を減額し、8,311 万 3,000 円とし、4 項社会教育費 15 万 7,000 円を減額し、1 億 774 万 3,000 円とし、5 項保健体育費 2,460 万 4,000 円を減額し、2 億 6,756 万 2,000 円とするものでございます。

10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、補正額はございませんが、財源組み替えのための補正となっておりまして、同額とするものでございます。2,232 万円とし、2 項公共土木施設災害復旧費、同じく組み替えでございます。2,138 万 5,000 円とするものでございます。

12 款予備費、1 項予備費 469 万 4,000 円を追加して、3,087 万 8,000 円とするものでございます。

歳出合計 57 億 7,599 万 6,000 円のところを、3,266 万円を減額して、

58億4,333万6,000円とするものでございます。

次のページをお開けください。明許繰越費は追加といたしまして、地方創生加速化事業に5,554万6,000円、情報セキュリティ強化対策事業として1,256万8,000円、担い手確保・経営強化支援事業として1,042万5,000円、人・農地問題解決推進事業として300万円を繰り越すものでございます。

次のページ、地方債は、追加といたしまして、情報セキュリティ強化対策費事業といたしまして、限度額を580万円とし、その下は変更でございますが、ほ場整備事業では1,000万円を減額して980万円に、公営住宅（事業）整備事業では970万円を減額して1,850万円に、中学校整備事業では1,880万円を減額して3,580万円に、社会教育施設整備事業では2,160万円を減額して1億4,130万円に、消防防災施設整備事業には320万円を減額して910万円に、過疎対策ソフト事業には340万円を減額して7,260万円に限度額を変更するものでございます。

次に、10ページをお開きください。歳入の内容説明でございますが、主なものだけ説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目法人、現年課税分で1,340万円を法人税割として増額をするものでございます。これは決算見込みとして増額をいたします。それから、同じく固定資産税、1目固定資産税も535万円増額をいたしております。同じく町たばこ税、1目町たばこ税も130万円増額するものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税324万5,000円を追加交付がございましたので、ここに追加をしております。

次、12ページをお開けください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。2行目の地方再生加速化交付金でございます。5,554万6,000円を計上しておりますが、南関町ふるさと応援団支援事業助成金のものでこれを交付を、申請をしているところでございます。まだ交付決定があっているわけではございませんが、予定としてここに計上させていただいております。

それから、その2行下、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金585万円でございます。町の人口によって総務省が定めた上限額を計上しているものでございます。

歳入は以上で終わります。

次、17ページをお開けください。

歳出の内容説明ですが、主なものだけ説明をさせていただきます。ほとんどが決算見込みのため減額補正となっておりますので、その件については省略をさせてい

たきます。

18ページをお開けください。

2款総務費、1項総務管理費の一般管理費です。19節負担金、補助及び交付金の2行目、退職手当特別負担金1,915万円を計上しております。これは、早期退職者が3名ございましたのでここに計上させていただきました。同じく7目企画費で、19節負担金、補助及び交付金ですが、先ほど歳入で申しあげましたふるさと応援団支援事業助成金、同額5,554万6,000円でございます。これは、今年度では再出する見込みはございませんので、繰り越しますが、交付決定がされた後支援をすることとしているところでございます。

次のページ、同じく総務管理費の12目電子計算費でございます。細目のところで申しあげました情報セキュリティ強化対策委託料でございます。1,256万8,000円、これは、マイナンバー制度が発足したことに伴いインターネット接続についてのウイルス感染等を防ぐ目的に対策を構築するものでございます。これも平成28年度に繰り越して事業を行うこととしております。

飛びますが、36ページをお開けください。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費でございます。1,888万8,000円を減額をしております。この施設整備工事費は決算見込みによるものでございます。

次に、38ページをお開けください。

同じく、9款教育費で、6項保健体育費の中で、3目海洋センター施設費の15節工事請負費でございます。2,126万9,000円を減額しております。施設整備工事費で決算見込みによるものでございます。

以上で、予算につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第16号議案、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,071万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,506万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税224万6,00



0円を減額し、2億3,113万8,000円とするものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1,065万6,000円を減額し、2億5,566万9,000円とし、2項国庫補助金401万6,000円を減額し、1億5,005万3,000円とするものでございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金3,086万8,000円を減額し、5,568万4,000円とし、5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金7万7,000円を減額し、3億2,029万5,000円とし、6款県支出金、1項県負担金1万7,000円を追加し、1,177万3,000円とし、2項県補助金512万7,000円を追加し、7,747万4,000円とし、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金901万9,000円を減額し、3億9,975万9,000円とするものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金3,802万4,000円を追加し、1億1,333万円とし、11款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料284万9,000円を追加し、315万3,000円とし、3項雑入15万1,000円を追加し、1,029万1,000円とし、歳入合計補正額1,071万4,000円を減額し、16億8,506万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費4万1,000円を減額し、446万円とし、3項運営協議会費2万8,000円を減額し、10万円とするものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費1,016万7,000円を減額し、8億6,989万2,000円とし、2項高額療養費174万9,000円を減額し、1億3,438万1,000円とし、3項助産諸費84万円を減額し、462万円とし、4項葬祭諸費16万円を減額し、44万円とするものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1,592万3,000円を減額し、1億5,163万2,000円とし、4款前期高齢者納付金等7万1,000円を減額し、10万1,000円とするものでございます。

6款介護納付金、1項介護納付金870万7,000円を減額し、6,033万5,000円とし、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金275万7,000円を減額し、3億6,820万9,000円とするものでございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費185万7,000円を減額し、833万5,000円とし、2項保健事業費234万4,000円を減額し、600万6,000円とし、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金3万円を追加し、905万4,000円とし、12款予備費、1項予備費3,391万円を追加し、6,748万1,000円とし、歳出合計補正額1,071万4,000円を減額し、1

6億8,506万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。款・項・目・節の部分の補正額の大きなもの、主なものについて御説明を申し上げます。

1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療費給付費分現年度課税分236万7,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分97万7,000円を追加し、4節医療給付費分滞納繰越分150万円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分30万円、6節介護納付金分滞納繰越分10万円を減額するもので、決算見込額によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税の主なものといたしまして、1節医療給付費分現年課税分269万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分94万2,000円、3節介護納付金分現年課税分27万3,000円を、これも決算見込額によりましてそれぞれ減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

3款、1項、1目療養給付費等負担金、1節現年度分1,063万9,000円を決算見込額によりまして減額するものでございます。内訳は、療養給付費等負担金867万5,000円、介護納付金負担金4万6,000円、後期高齢者支援金負担金191万8,000円、それぞれ減額でございます。

続きまして、3款、2項、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金793万7,000円を減額し、2節特別調整交付金に392万1,000円を追加し、次の4款、1項、1目療養給付費等交付金3,086万8,000円を減額するものでございます。それぞれ申請額によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

中ほどから上になります。6款県支出金、2項、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金に512万7,000円を追加するものでございます。これは、交付予定額の見込みによります。

次の、7款、1項、1目高額医療費共同事業交付金1,362万9,000円を追加し、2目保険財政共同安定化事業交付金2,264万8,000円を減額するもので、それぞれ確定額によるものでございます。

9款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。決算見込額によりまして、1節保険基盤安定繰入金3,121万6,000円を追加し、9ページになりますが、4節財政安定化支援事業繰入金789万6,000円を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。中ほど、2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費、19節一般被保険者療養給付費に1,005万9,000円を追加し、2目退職

被保険者等療養給付費、19節の退職被保険者等療養給付費1,909万9,000円を減額するもので、それぞれ執行見込みによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

中ほどの、2款、3項、2目、19節出産育児一時金でございます。13名から11名の見込み、2名減といたしまして84万円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

一番下、8款保健事業費、1項、1目、特定健康診査事業費、13節委託料を、決算見込額によりまして185万7,000円減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

最後の12款、1項、1目予備費3,391万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第17号議案、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。今回の補正は決算見込みに伴うものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,620万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。2款繰入金は、1項一般会計繰入金を23万円減額して1億1,997万9,000円とするものでございます。

3款諸収入は、3項延滞金に1万6,000円を追加し、1万7,000円とするものでございます。

4款町債は、1項町債を780万円減額して、ゼロとするものでございます。

6款分担金は、1項分担金を182万円減額して、468万円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料を12万円増額して、3,032万1,000円とし、2項手数料を4万6,000円減額して、6万5,000円とするものでございます。

8款県支出金は、1項県補助金を36万円減額して、114万円とするものでございます。

歳入合計を1,012万円減額し、1億5,620万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費を839万4,000円減額して、6,230万8,000円とするものでございます。

2款事業費は、1項公共下水道事業費を172万6,000円減額して、1,635万4,000円とするものでございます。

歳出合計を1,012万円減額し、1億5,620万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。主なものについて説明申し上げます。

4款町債につきましては、1項、1目の公共下水道債を780万円減額するもので、浄化センター脱水機常設工事設計委託業務に係る起債の減でございます。

6款分担金につきましては、1項、1目の総務費分担金の受益者分担金を182万円減額するもので、加入者数が計画より少なかったためでございます。

8款県支出金につきましては、1項、1目公共下水道費県補助金を36万円減額するもので、生活排水適正処理重点推進事業補助金を減額するものでございます。これは、下水道排水設備工事費助成金に係る県補助金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。これも主なものについて説明申し上げます。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきまして、19節の負担金、補助及び交付金の下水道排水設備工事費助成金を72万円減額し、27節の公課費の消費税を106万3,000円増額するものでございます。

2目の浄化センター管理費につきましては、13節委託料の設計委託料を871万6,000円減額するものでございます。これは、浄化センター脱水機増設工事の設計委託料でございます。

2款事業費、1項、1目公共下水道建設費の13節委託料を155万5,000円減額するものでございます。これは、下水道事業計画策定業務委託料の契約残額を減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第18号議案、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、御説明申し上げます。今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ446万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。5款繰入金は、1項一般会計繰入金を15万9,000円減額して、278万6,000円とし、歳入合計を446万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費を15万9,000円減額して、244万6,000円とし、歳出合計を446万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。5款繰入金の1項、1目、1節一般会計繰入金を15万9,000円減額するものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。1款総務費、1項、1目一般管理費の13節委託料の水質検査委託料を14万6,000円減額しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第19号議案、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,586万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,055万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款使用料及び手数料、2項使用料4,000円を追加し、17万6,000円とし、3款国庫支出金、1項国庫負担金122万1,000円を減額し、2億3,692万5,000円とし、2項国庫補助金97万5,000円を減額し、1億4,287万4,000円とするものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金157万2,000円を減額し、3億7,643万2,000円とし、5款県支出金、1項県負担金60万5,000円を減額し、1億9,179万4,000円とし、3項県補助金19万7,000円を減額し、438万7,000円とするものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金172万1,000円を減額し、1億8,

860万8,000円とし、2項基金繰入金1,000万円全額を減額し、9款諸収入、3項雑入1,000円を減額し、540万円とし、4項予防給付費収入42万2,000円を追加し800万4,000円とし、歳入合計補正額1,586万6,000円を減額し、14億4,055万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費8万5,000円を減額し、345万2,000円とし、3項介護認定審査会費7万6,000円を減額し、1,268万2,000円とするものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費267万8,000円を追加し、11億6,291万円とし、2項介護予防サービス等諸費1,031万8,000円を減額し、6,942万2,000円とし、4項高額介護サービス等費5万2,000円を減額し3,410万円とし、6項特定入所者介護サービス等費207万6,000円を追加し、4,798万8,000円とするものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費9,000円を追加し、2,544万9,000円とし、2項包括的支援事業費113万3,000円を減額し620万3,000円とし、3項居宅介護支援事業費24万1,000円を減額し、821万8,000円とし、8款予備費、1項予備費872万4,000円を減額し、5,756万円とし、歳出合計補正額1,586万6,000円を減額し、14億4,055万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。2段目の、3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金、1節現年度分、介護給付費国庫負担金122万1,000円を減額するもので、給付費の見込み減の需用費に対する施設分15%、その他分20%を見込んでいるところでございます。

次に、下の4款支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金、1節現年度分157万3,000円を給付費の見込みにより減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

一番下の、7款繰入金、2項、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。執行見込みにより基金からの繰入予定分1,000万円を減額するものでございます。

次に9ページをお願いいたします。

歳出でございます。ページ下の、2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に1,560万8,000円を、これは見込増により追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の、7目居宅介護サービス計画給付費、19節に170万4,000円を追加し、一つ飛ばしまして、9目地域密着型介護サービス給付費、19節1,393万円減額するものでございます。それぞれ執行見込みによるものでございます。

次に、2款、2項、1目介護予防サービス給付費、19節700万円を執行見込みにより減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

上から3段目、2款、2項、7目地域密着型介護予防サービス給付費、19節300万円を減額し、1枠飛ばしまして、2款、6項、1目特定入所者介護サービス費の19節、これは210万円を追加するもので、給付費の執行見込額によるものでございます。

続いて13ページをお願いいたします。

一番下、8款、1項、1目予備費でございます。872万4,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第20号議案、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算は月間見込みによるものでございます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,059万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,072万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。1款、1項介護給付費収入を1,158万8,000円を減額し、1億3,737万1,000円とするものでございます。3項自己負担金を105万1,000円増額し、2,614万3,000円とするものでございます。

10款、2項雑入を5万7,000円減額し、41万円とするものでございます。

歳入総額1,059万4,000円を減額し、2億4,072万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款、1項施設管理費194万7,000円を減額し、1億4,046万1,000円とするものでございます。2項研究研修費4万6,000円を減額し、5万5,000円とするものでございます。

2款、1項居宅サービス事業費を40万8,000円減額し、491万4,000円とするものでございます。2項施設介護サービス事業費を42万5,000円減額し、2,760万円とするものでございます。

次に、4款、1項予備費として予算調整をいたしまして、776万8,000円を減額し、7,769万9,000円とするものでございます。

歳出総額1,059万4,000円減額し、2億4,072万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。1款、1項、1目居宅介護サービス費を322万円減額するものでございます。内訳として、通所介護費430万円減額、短期入所生活介護費を108万円増額、また、2目の施設介護サービス費を836万8,000円減額しております。

次に、1款、3項、1目自己負担金は105万1,000円増額しております。内訳は、通所介護33万7,000円の減額、短期入所生活介護11万4,000円の増額、施設介護109万円の減額としております。5節食費自己負担金が100万9,000円の増額、6節居住費自己負担金が135万5,000円の増額となっております。

また、7ページの雑入を5万7,000円減額しております。

以上が、歳入の補正となっております。

8ページをお願いします。

歳出でございます。歳出の補正は、不用額によります補正となっております。

1款、1項、1目一般管理費を194万7,000円減額するものでございます。主なものとして、4節の共済費を122万4,000円減額、7節の賃金を120万円減額するものでございます。

9ページをお願いします。

2款、1項、1目居宅介護サービス事業費、11節需用費の燃料費を41万9,000円減額するものでございます。

予備費につきましては、予算調整をして776万8,000円減額し、7,769万9,000円とするものでございます。

以上で、御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第21号議案、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。今回の補正は、主に



決算見込みに伴うものでございます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,997万4,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

歳入でございます。1 款分担金及び負担金の1 項分担金を130万円減額して、390万円とするものでございます。

2 款使用料及び手数料の1 項使用料に30万1,000円を追加して、2,982万1,000円とし、2 項手数料に4万4,000円を追加し4万5,000円とするものでございます。

3 款国庫支出金の1 項国庫補助金を426万8,000円減額して、1,085万2,000円とするものでございます。

4 款県支出金の1 項県補助金に6万1,000円を追加して、217万5,000円とするものでございます。

5 款繰入金の1 項一般会計繰入金に309万6,000円を追加して2,743万円とするものでございます。

7 款諸収入の1 項延滞金に4万7,000円を追加して、4万8,000円とするものでございます。

歳入合計を201万9,000円減額し、9,997万4,000円とするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。1 款総務費の1 項総務管理費を27万6,000円減額して3,351万円とし、2 款事業費の1 項浄化槽整備推進事業費を174万3,000円減額して4,863万2,000円とするものでございます。

歳出合計を201万9,000円減額し、9,997万4,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、1 項、1 目、1 節総務費分担金の受益者分担金を130万円減額するもので、浄化槽の設置者が計画よりも少なかったためでございます。

3 款国庫支出金につきましては、1 項、1 目、1 節の浄化槽整備推進事業国庫補助金を426万8,000円減額するもので、これも設置数が計画よりも少なかっ

たための減額でございます。

5款繰入金につきましては、1項、1目、1節の一般会計繰入金に309万6,000円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費につきましては、1項、1目一般管理費の11節需用費の浄化槽修繕費を22万7,000円減額するものでございます。

2款事業費につきましては、1項、1目浄化槽建設費の15節、工事請負費を178万円減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 第22号議案、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,695万3,000円減額し、それぞれ総額を1,264万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款財産収入は、1項財産売払収入を4,675万7,000円減額して991万5,000円とし、2款繰入金は、1項一般会計繰入金を19万6,000円減額し、273万2,000円とし、歳入合計を4,695万3,000円減額し1,264万7,000円とするものでございます。

3ページは、歳出でございます。

1款事業費、1項宅地分譲事業費及び歳出合計を4,695万3,000円減額し、1,264万7,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入についての御説明でございます。1款財産収入は、1項財産売払収入、1目及び1節土地売払収入を4,675万7,000円減額して991万5,000円とし、2款繰入金は1項及び1目一般会計繰入金を19万6,000円減額し273万2,000円とするものでございます。土地売払収入につきましては、年度当初17区画の分譲を予定しておりましたが、新たなさく井工事等を行いました結果、分譲区画数が16となり、昨年12月に既に16区画の分譲を開始いたしまして、その後3区画についての契約が整いましたが、13区画が残りましたので予算の減額を行うものでございます。

また、一般会計繰入金は決算見込みによる減額でございます。

7ページは、歳出でございます。1款事業費は、1項及び1目宅地分譲事業費、

13節委託料を19万6,000円減額し、28節繰出金を4,675万7,000円減額して1,264万7,000円とするものでございます。不用額の減額でございます。残り13区画の分譲地に係る予算につきましては、平成28年度予算として改めて提案させていただくことといたしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23号議案、総務課の説明を行ってください。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第23号議案、平成28年度南関町一般会計予算について御説明いたします。

1ページをお開けください。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ59億1,871万8,000円とするものでございます。これは、平成27年度が60億843万円でありましたから、前年比で8,971万2,000円の減額で、1.5%減額した額となっております。

次のページをお開けください。

歳入でございます。町税でございます。町税全体の額といたしましては10億8,429万8,000円となっております。これは、昨年比6,124万3,000円、6%の増額でございます。

1項町民税3億2,968万円とし、2項固定資産税6億2,646万6,000円とし、3項軽自動車税3,632万8,000円とし、4項町たばこ税8,019万2,000円とし、7項入湯税1,163万2,000円とするものでございます。

2款地方譲与税、合計が5,900万円とするものでございますが、昨年比200万円、3.3%減額をしております。1項地方揮発油譲与税1,700万円とし、2項自動車重量譲与税4,200万円とするものでございます。

3款利子割交付金、これは昨年と同額でございます。1項利子割交付金120万円とするものでございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、昨年と同額でございます。100万円とするものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、これも昨年と同額、

20万円とするものでございます。

6款地方消費税交付金、これは1億6,820万円とするものですが、昨年比2,460万円増額をして、17.3%増額になっております。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金1,030万円とするもので、昨年と同額でございます。

8款自動車取得税交付金、昨年と同額で730万円とするものでございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、これも昨年と同額で230万円とするものでございます。

10款地方交付税18億6,000万円としておりますが、昨年比8,000万円増額し、4.5%増額になっております。

11款交通安全対策特別交付金は144万4,000円とするものですが、昨年比28万7,000円増額し、24.8%の増となっております。

12款分担金及び負担金で、総額でございますが6,914万4,000円とするものですが、昨年比2,476万1,000円減額になっております。26.4%の減額になります。1項分担金270万円とし、2項負担金6,644万4,000円とするものでございます。

13款使用料及び手数料、合計では1億2,255万4,000円とするものですが、昨年比70万円増額し、0.6%の増となっております。1項使用料は1億622万円、2項手数料は1,633万4,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、合計では8億198万9,000円とするものですが、昨年比1億2,585万7,000円減額となっております。13.6%の減でございます。1項国庫負担金3億9,658万5,000円とし、2項国庫補助金4(6)億198万7,000円とし、3項国庫委託金341万7,000円とするものでございます。

15款県支出金でございます。合計が4億6,048万9,000円としておりますが、昨年比3,611万7,000円増額になっております。8.5%の増です。1項県負担金2億5,251万7,000円とし、2項県補助金1億8,639万7,000円とし、3項県委託金2,157万5,000円とするものでございます。

16款財産収入251万9,000円とするもので、4万1,000円減額をしております。1.6%の減でございます。

17款寄附金、合計で1,000万1,000円とするもので、800万円の増額でございます。399.8%の増となっております。

続きまして、18款繰入金、総額で4億6,208万7,000円とするものでございますが、前年比1億3,788万5,000円の増でございます。42.5%の

増になっております。1項基金繰入金は4億2,203万7,000円とし、2項特別会計繰入金は4,005万円とするものでございます。

19款繰越金、これは昨年と同額1億円とするものでございます。

20款諸収入、合計で4,009万3,000円とするものですが、8,158万円を減額しております。67.0%の減となります。1項延滞金、加算金及び過料は52万8,000円とし、次のページをお願いします、2項町預金利子が15万円とし、3項受託事業収入が1,097万9,000円とし、4項雑入が2,843万6,000円とするものでございます。

21款町債は、合計が6億5,460万円とするものですが、2億430万円減額になります。23.8%の減となるものです。

歳入合計が、合わせて8,971万2,000円の減額で、59億1,871万8,000円とするものでございます。

次5ページ、歳出でございます。

1款議会費、議会費合計といたしまして8,566万3,000円とするものですが、前年比378万6,000円を減額し、4.2%の減となっております。

2款総務費、合計では8億9,674万9,000円とするものですが、1億9,538万1,000円増額をしております。27.9%の増となっております。1項総務管理費7億4,008万3,000円とし、2項徴税費1億1,190万4,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費2,504万8,000円とし、4項選挙費1,436万1,000円とし、5項統計調査費408万5,000円とし、6項監査委員費126万8,000円とするものでございます。

3款民生費、合計が18億181万1,000円とするものですが、1億5,737万2,000円増額、9.6%の増となっております。1項社会福祉費12億8,254万6,000円とし、2項児童福祉費5億1,926万5,000円とするものでございます。

4款衛生費、合計では4億7,950万7,000円とするものですが、1,430万2,000円を増額し、3.1%の増となっております。1項保健衛生費2億4,962万9,000円とし、2項清掃費2億2,454万9,000円とし、3項水道費532万9,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、合計では2億7,464万4,000円とするものですが、昨年比209万5,000円減額となっております。0.8%の減です。1項農業費2億6,338万6,000円とし、2項林業費1,125万8,000円とするものでございます。

6款商工費、商工費は1億345万4,000円とするものですが、1,469万

4,000円増額をしております。16.6%の増となっております。

7款土木費、合計では9億2,233万円とするものですが、昨年比3億1,516万8,000円減額です。繰り返します、3億1,516万8,000円減額し、25.5%の減額となります。1項土木管理費8,394万3,000円とし、2項道路橋梁費6億2,007万8,000円とし、3項河川費310万7,000円とし、4項住宅費7,516万円とし、次のページ、5項下水道費1億1,106万1,000円とし、6項浄化槽設備推進事業費2,898万1,000円とするものでございます。

8款消防費でございます。合計で2億2,427万1,000円とするものですが、昨年比2,363万5,000円を増額しました。11.8%の増でございます。

9款教育費、合計では4億4,956万9,000円とするものですが、昨年比1億8,038万8,000円減額し、28.6%の減となっております。1項教育総務費4,447万4,000円とし、2項小学校費1億8,933万1,000円とし、3項中学校費4,826万6,000円とし、4項社会教育費1億881万4,000円とし、5項保健体育費5,868万4,000円とするものでございます。

10款災害復旧費は昨年と同額の、1項農林水産施設災害復旧費1,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費1,000円とするものでございます。

11款公債費、総額が6億7,357万2,000円とするところですが、1,880万5,000円増額し、昨年比2.9%の増となっております。

12款予備費714万6,000円とするもので、88万円減額して、11.0%減額となっております。

歳出合計が59億1,871万8,000円とするものでございます。これは、8,971万2,000円の減となっているところでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。継続契約を締結したもの、またはする予定のものでございます。戸籍システム機器賃借料が1,027万1,000円を限度額とし、農業振興地域整備計画策定業務委託料が696万6,000円を限度額としております。このところで大変失礼いたしました。修正がございます。表の中で事項の隣「5630」という数字が入っておりますが、ここは「期間」と御訂正いただきたいと思っております。大変申し訳ありません。

次、8ページをお願いいたします。

地方債でございます。ほ場整備事業、県営土地改良事業負担金の9割分でございます。1,260万円といたします。

それから道路橋梁整備事業費でございます。南関中学校線の改良、それから県協定の米田・鬼王線の新設工事、それから鬼王トンネルの補修等で、2億7,270

万円と限度額をしております。

それから、公営住宅整備事業につきましては、長寿命化型改善工事として、高久野団地の屋上及び外壁改修工事で1,760万円としているところです。

それから、小学校整備事業で、小学校4校のエアコン設置に係るものでございます。563万円を上限としております。

それから、消防防災施設整備事業につきましては、防火水槽及び交流センターの非常発電設備整備工事で2,800万円を上限とするものでございます。

過疎対策ソフト事業で、住んでよかったプロジェクト等に充てます7,220万円を限度額としております。

それから、臨時財政対策債でございますが、一般財源に充てるもので、1億6,460万円を限度額とするものでございます。

11ページをお開けください。

歳入でございます。主なものだけ御説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人税ですが、2億6,605万6,000円としております。平成28年度の見込額でございます。2目の法人税ですが、法人237社分でございます6,212万3,000円でございます。

それから、同じページ、2項の固定資産税ですが、6億2,330万円、平成28年度の見込額として計上しております。

一番下、軽自動車税ですが3,612万8,000円、7,508台分を見込んでおります。

次に、13ページをお開けください。

中ほどにございます、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金でございます。1億6,820万円になっております。従来が9,890万円でございます。消費税が5%のときでございます。この増額分が6,930万円でございます。これが社会保障施策に要する経費として計上するというを皆様方に御理解いただきたいと思っているところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

上から2つ目、地方交付税でございます。地方交付税は普通交付税が17億1,000万円、それから特別交付税が1億5,000万円、合計の18億6,000万円を計上しているものでございます。

次に18ページをお開けください。

国庫補助金でございます。2目の民生費国庫補助金のうち、3行目、臨時福祉給付金給付事業国庫補助金でございます。9,404万5,000円を計上しております。

それから4目土木費国庫補助金でございます。1節道路橋梁費国庫補助金で2億7,150万円、社会資本整備総合交付金でございます。道路橋梁費、道路新設改良に充てるものでございます。2節の住宅費国庫補助金ですが、3行目、やはり社会資本整備総合交付金1,934万2,000円がでございます。高久野団地の屋上及び外壁工事等に充てるものでございます。

次に21ページをお願いいたします。

21ページ一番上、県補助金でございます。衛生費県補助金といたしまして、2節環境対策費の県補助金で、産業廃棄物処理施設モデル事業交付金が5,000万円、管理型最終処分場立地交付金が2,000万円、合計7,000万円が歳入として計上をしているものでございます。

次23ページをお願いいたします。

下の段です。寄附金のところでございますが、1目の一般寄附金、1節一般寄附金で1,000万円を見込みとして、ふるさとなんかん応援寄附金を予定しているところでございます。

次に24ページをお開けください。

繰入金でございます。基金からの繰り入れになりますが、やはり一般財源が不足するだろうという見込みでございますので、財政調整基金繰入金を2億円繰り入れることといたしております。それから、土地開発基金を廃止をすることによりまして、その繰入金を一般会計に入れることで、1節の土地開発基金繰入金が2億2,134万2,000円となるものでございます。

次に28ページをお願いいたします。

歳入は以上でございます。これから歳出でございます。これも、主なものだけ説明をさせていただきたいと思っております。

31ページをお開けください。一番下でございます。

総務管理費の25節積立金2億2,134万2,000円。先ほど申し上げました土地開発基金の一般会計に繰り入れたものでございますが、庁舎等建設基金として積み立てるものでございます。

次に34ページをお願いいたします。

34ページの一番上の部類で、財産管理費でございますが、その中の15節工事請負費510万3,000円を計上しております。施設整備工事費といたしまして、元警察官舎の解体工事費でございます。

次のページを御覧ください。真ん中ほどに、25節の積立金というのがございます。ふるさとなんかん応援寄附金基金積立金といたしまして、364万9,000円を計上しております。先ほど、1,000万円のふるさと納税が予定をしておる



というふうに申し上げましたが、その歳入から経費を差し引いた残額を積み立てようというところで、この金額を計上をさせていただきました。

次の36ページをお開けください。

同じく総務管理費の諸費でございます。上のほうの8節報償費の2行目に地域づくり報奨金というので入れております。185万1,000円でございます。これは、協働の町づくりを進めるために町道延長の終わりを従前は5円としておりましたが、今年から10円に値上げをしたものによります。10円掛ける約185キロということでございます。

次に56ページをお願いいたします。

今回、住んでよかったプロジェクトの中で民生費、児童福祉費の中で、19節負担金補助及び交付金の一番上の3行目でございますが、家庭内保育世帯応援金として564万円を予定しております。これは、家庭内で保育をしている方々に対しても助成をしようということでございまして、月額、ゼロ歳から1歳までが1万円、2歳から5歳までが5,000円、一応ゼロ歳から1歳を22名予定をして、それから2歳から5歳を50名と予定をしたところで組みさせていただいているところでございます。

次が58ページをお開けください。

上のほうでございます。やはり予防費というところで、上から3行目の20節でございます。これも同じく住んでよかったプロジェクトの新しいものでございますが、予防接種費負担金扶助としております。498万2,000円を計上させていただいておりますが、子どもインフルエンザ予防接種費を助成するものでございます。

続きまして飛びますが、77ページをお願いいたします。

77ページの一番上、土木費、道路橋梁費の委託料でございまして、その5行目、道路改良事業委託料8,692万円を計上しております。これは今までと同じく道路の南関町の町道米田・鬼王線の県と委託契約を締結すると見込んでここに計上させていただいております。それから、15節の工事請負費3億2,169万2,000円、改良舗装工事としておりますが、南関中学校線、関村・田原線、巖・今線ほか13事業を予定しているものでございます。

次に81ページをお願いいたします。

81ページの消防費、1項消防費の5目防災管理費の中で、15節工事請負費2,300万円を施設整備工事として計上させていただいております。これは、災害時に停電対策といたしまして、避難所として交流センターを活用いたしますが、その交流センターに非常発電設備整備工事をするものでございます。

次に86ページをお願いいたします。

教育費の小学校費、一番下でございます。15節工事請負費の中で、施設整備工事で8,690万4,000円を計上しております。これは町内4小学校のエアコン設置工事のことでございます。

以上で、平成28年度南関町一般会計予算につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第24号議案、平成28年度南関町国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,275万6,000円と定めるものでございます。前年度対比、マイナス2.29%の予算編成とさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億3,278万3,000円でございます。前年度対比マイナス0.26%でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料20万円でございます。前年と同額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2億1,232万4,000円でございます。前年度対比マイナス20.28%でございます。2項国庫補助金1億5,736万2,000円でございます。前年度対比2.14%の増でございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金7,177万8,000円でございます。前年度比マイナス17.07%でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金3億2,592万2,000円でございます。前年度比1.73%の増でございます。

6款県支出金、1項県負担金957万8,000円でございます。前年度対比マイナス18.53%でございます。2項県補助金7,689万1,000円でございます。前年度比6.37%の増でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金3億5,487万8,000円でございます。前年度比マイナス13.19%でございます。

8款財産収入、1項財産運用収入5,000円でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金1億1,484万8,000円でございます。前年度比52.53%の増でございます。2項基金繰入金1,000円でございます。

10款繰越金、1項繰越金3,516万1,000円でございます。

11款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料30万4,000円でございます。

前年と同額でございます。3項雑入72万1,000円でございます。前年と同額でございます。

歳入合計金額15億9,275万6,000円を計上するものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費569万4,000円で、前年度対比25.03%の増でございます。1項総務管理費556万6,000円、3項運営協議会費12万8,000円でございます。

2款保険給付費9億9,313万4,000円で、前年対比マイナスの2.11%でございます。1項療養諸費8億5,843万9,000円、2項高額療養費1億2,863万円、3項助産諸費546万円、4項葬祭諸費60万円、5項移送費2,000円、6項出産育児諸費3,000円でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1億3,938万6,000円でございます。前年度対比マイナス16.81%でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等6万6,000円でございます。前年度対比マイナス61.63%でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金7,000円でございます。前年と同額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金5,298万3,000円でございます。前年度対比マイナス23.26%でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金3億6,156万4,000円でございます。前年度対比3.91%の増でございます。

8款保健事業費1,839万2,000円で、前年度対比マイナス0.78%でございます。1項特定健康診査等事業費1,009万5,000円。2項保健事業費829万7,000円でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金5,000円でございます。

11款諸支出金、次のページ、1項償還金及び還付加算金60万4,000円でございます。前年度対比マイナス0.17%でございます。

12款、1項予備費といたしまして2,092万1,000円でございます。

歳出合計15億9,275万6,000円を計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものについて、御説明申し上げます。

1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1節医療費給付費分現年課税分1億4,283万6,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分4,747万7,000円、3節介護納付金分現年課税分1,469万

円を見込んでいるところでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分1,134万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分379万4,000円、3節介護納付金分現年課税分296万6,000円を見込んでいるところでございます。

9ページをお願いいたします。

中ほどの、3款国庫支出金、1項、1目療養給費等負担金、1節現年度分2億274万5,000円でございます。主なものといたしまして、療養給付費等負担金の1億4,119万2,000円でございます。

下の2目、1節の高額医療費共同事業国庫負担金790万3,000円でございます。これは、給付費の4分の1の補助でございます。

続きまして、一番下の、3款、2項、1目財政調整交付金でございます。1節普通調整交付金1億2,474万5,000円、2節特別調整交付金3,261万7,000円を見込んでいるところでございます。

10ページをお願いいたします。

上の4款、1項、1目療養給付費等交付金でございます。1節現年度分7,177万7,000円でございます。

次の、5款、1項、1目前期高齢者交付金でございます。1節現年度分3億2,592万1,000円でございます。

一番下になります、6款県支出金、2項、1目財政調整交付金でございます。1節普通調整交付金6,649万3,000円、2節特別調整交付金1,039万8,000円でございます。

11ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項、1目、1節高額療養共同事業交付金2,542万9,000円、2目保険財政共同安定化事業交付金3億2,944万9,000円でございます。

中段の、9款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。1節保険基盤安定繰入金8,030万3,000円、2つ飛びまして、4節の財政安定化支援事業繰入金2,591万1,000円を見込んでいるところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。中ほどの、2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費、19節7億9,050万円。2目退職被保険者等療養給付費、19節6,000万円でございます。

一番下の、2款、2項、1目一般被保険者高額療養費、19節1億2,000万円。

次の15ページになります。2目退職被保険者等高額療養費、19節840万円でございます。

中段の、2款、3項、2目の出産一時金、19節の546万円でございます。13名分でございます。

16ページをお願いいたします。

中段の、3款後期高齢者支援金等、1項、1目後期高齢者支援金でございます。19節1億3,937万5,000円でございます。

17ページをお願いいたします。

上から2段目の、6款介護納付金、1項、1目介護納付金でございます。19節5,298万3,000円でございます。

次の、7款共同事業拠出金、1項、3目保険財政共同安定化事業拠出金、19節3億2,945万円でございます。

次に18ページをお願いいたします。

上から、8款、1項、1目特定健康診査当事業費でございます。右を御覧ください。13節委託料921万1,000円で、ふるさと総合健診など健康診査委託料でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第25議案、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,625万5,000円とするものでございます。前年度予算と比べ3.5%の減となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款国庫支出金が360万円で、国庫補助金でございます。前年比100%増でございます。

2款繰入金が1億1,106万1,000円で、一般会計繰入金でございます。4.6%の減でございます。

3款諸収入が1,000円で、延滞金でございます。前年度同額でございます。

4款町債が320万円でございます。前年比59%の減でございます。

6款分担金が650万円で、加入分担金でございます。前年度と同額でございます。

7款使用料及び手数料で、使用料が3,182万2,000円で、5.6%の増、

手数料が7万1,000円で36%の減でございます。

歳入合計が1億5,625万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費が6,458万7,000円で、総務管理費でございます。前年比6.2%の減でございます。

2款事業費が1,620万7,000円で、公共下水道事業費でございます。3.9%の増でございます。

3款公債費が7,450万1,000円でございます。2.6%の減でございます。

4款予備費が96万円でございます。4%の減でございます。

歳出合計が1億5,625万5,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

第3表、地方債につきましては、公共下水道事業のため、起債の限度額を320万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

1款国庫支出金は、1項、1目公共下水道費国庫補助金が360万円で、下水道事業の設計委託に係る国庫補助金でございます。

4款町債は、1項、1目公共下水道債が780万円で、下水道事業の設計委託に係る起債でございます。すみません、320万円に訂正いたします。

7款使用料及び手数料は、1項、1目総務使用料が3,182万2,000円で、下水道使用料でございます。

9ページをお願いします。

歳出についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

1款総務費は、1項、1目一般管理費の19節負担金、補助金及び交付金に、下水道排水設備工事費助成金として100万円、27節公課費に消費税分として606万円を計上しております。

1項、2目浄化センター管理費の11節需用費に光熱水費として636万円、13節委託料に浄化センター維持管理業務委託料として4,428万円、処理場産業廃棄物処理委託料として397万5,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

2款事業費は、1目公共下水道建設費の13節委託料に、下水道事業設計業務委託料として720万円を計上しております。

3款公債費は、1項、1目に地方債の元金償還金として6,165万7,000円、1項、2目に利子償還金として1,284万4,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第26号議案、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476万3,000円とするものでございます。前年度予算と比べ3.4%の増額となっております。

2ページをお願いします。

歳入でございます。2款使用料及び手数料の使用料が168万円、手数料が1,000円で、前年と同額でございます。

5款繰入金が308万1,000円で、一般会計繰入金でございます。5.4%の増でございます。

6款諸収入が1,000円で、延滞金でございます。前年度と同額でございます。歳入合計が476万3,000円でございます。

3ページ、歳出でございます。1款総務費が274万1,000円で、総務管理費でございます。前年比6.1%の増でございます。

3款公債費が182万2,000円でございます。前年度と同額でございます。

4款予備費が20万円でございます。これも、前年度と同額でございます。

歳出合計が476万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入についての説明でございます。主なものにつきまして説明いたします。

2款使用料及び手数料は、1項、1目、1節の簡易水道使用料が168万円でございます。

5款繰入金は、1項、1目、1節の一般会計繰入金が308万1,000円でございます。

7ページは、歳出についての説明でございます。1款総務費は、1項、1目の一般管理費の11節需用費の光熱費に24万8,000円、13節委託料の簡易水道管理委託料に64万2,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

3款公債費は、1項、1目、23節の地方債の元金償還金に131万1,000円、1項、2目、23節の利子償還金に51万1,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時02分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第27号議案、平成28年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,840万6,000円と定めるものでございます。前年度対比6.8%の増の予算編成とさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料2億2,402万7,000円でございます。前年度比0.08%の増でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料1万円でございます。前年と同額でございます。2項使用料23万円でございます。前年度対比50.33%の増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金2億4,737万9,000円でございます。前年度対比7.22%の増でございます。2項国庫補助金1億5,538万6,000円でございます。前年度対比11.29%の増でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金3億9,180万9,000円でございます。前年度対比6.96%の増でございます。

5款県支出金、1項県負担金1億9,907万4,000円でございます。前年度対比6.85%の増でございます。3項県補助金474万9,000円でございます。前年度対比5.09%の増でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入2万5,000円でございます。前年度対比マイナス3.85%でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金1億9,737万1,000円でございます。前年度対比6.72%の増でございます。2項基金繰入金1,000万円でございます。前年と同額でございます。

8款繰越金、1項繰越金1,000万円でございます。前年と同額でございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料3,000円でございます。前年と同額でございます。3項雑入6万2,000円でございます。前年と同額でございます。4項予防給付費収入828万1,000円でございます。前年度対比9.22%の増でございます。



歳入合計額14億4,840万6,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費1,812万4,000円で、前年度対比8.95%の増でございます。1項総務管理費263万3,000円、2項徴収費52万9,000円、3項介護認定審査会費1,496万2,000円でございます。

2款保険給付費13億7,370万4,000円で、前年度対比7.06%の増でございます。1項介護サービス等諸費12億1,303万2,000円、2項介護予防サービス等諸費7,330万8,000円、3項その他諸費138万円、4項高額介護サービス等費3,480万円、5項高額医療合算介護サービス等費340万円、6項特定入所者介護サービス等費4,778万4,000円でございます。

4款地域支援事業費4,303万6,000円で、前年度対比5.43%の増でございます。1項介護予防事業費2,561万7,000円、2項包括的支援事業費796万3,000円、3項居宅介護支援事業費945万6,000円でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金2万5,000円でございます。前年度対比マイナス3.85%でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4万1,000円でございます。前年度と同額でございます。

8款、1項予備費といたしまして1,347万6,000円でございます。

歳出合計14億4,840万6,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明申し上げます。

1款保険料、1項、1目第1号被保険者保険料でございます。1節特別徴収保険料2億995万3,000円で、対象者といたしましては3,423名を見込んでいます。2節普通徴収保険料1,397万4,000円で、対象者といたしまして269名を見込んでいるところでございます。

中ほど下の、3款国庫支出金、1項、1目介護給付費負担金でございます。1節、現年度分で介護給付費国庫負担金2億4,737万9,000円を見込んでいるところでございます。

3款、2項、1目調整交付金1億4,588万7,000円でございます。給付費の見込額の10.62%に相当する額でございます。5目、1節介護予防事業交付金640万4,000円で、これは対象事業費の25%を見込んでいるところでございます。

7ページをお願いいたします。

上から2つ目の、4款支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金、1節現年

度分3億8,463万7,000円で、これは給付費見込額の28%に相当する額でございます。同じく、2目介護予防事業交付金、1節現年度分717万2,000円で、これも同じく対象事業費の28%に相当する額でございます。

続きまして、5款県支出金、1項、1目介護給付費負担金、1節現年度分で1億9,907万4,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項、1目、1節介護給付費繰入金1億7,171万3,000円で、給付費見込額の12.5%に相当する額でございます。

3つ飛ばしまして、5目、1節一般会計繰入金は1,833万2,000円でございます。次の、7款、2項、2目介護給付費準備基金繰入金、これは1,000万円でございます。

9ページをお願いいたします。

下の、9款、4項、1目予防給付費収入でございます。1節828万1,000円を見込んでいるところでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項、1目一般管理費の13節委託料になります。197万6,000円でございます。主なものといたしまして、介護保険共同処理事務経費委託料179万円でございます。17万9,000円でございます。いえ、違う、179万円ですね。

○議長（酒見 喬君） これについては、後で差し替えをしたいと思います。御異議ありませんか。この部分はしかし金額が大分大きかごたるですね。〔「委託料の説明の内訳のところも修正をさせていただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕説明のとき修正しとってください。〔「節の金額は変わらないと」と呼ぶ者あり〕はい。

○福祉課長（北原宏春君） 委託料は197万6,000円でございます。

すみません、11ページをお願いいたします。

中段の、2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費、19節4億6,524万円で、これは一月当たり3,877万円を見込んでおります。3目施設介護サービス給付費、19節、4億9,932万円で、一月当たり4,161万円を見込んでいるところでございます。

12ページをお願いいたします。

上の、2款給付費、1項、6目居宅介護住宅改修費、19節464万4,000円で、一月当たり38万7,000円を見込んでおります。7目居宅介護サービス計画給付費、19節5,275万2,000円で、これは一月当たり439万6,000円を見込んでおります。9目地域密着型介護サービス給付費、19節1億8,

877万2,000円で、一月当たり1,573万1,000円を見込んでいます。

次の13ページになります。

2款、2項、1目介護予防サービス給付費、19節5,484万円で、一月当たり457万円を見込んでおります。

次に3段目の5目介護予防サービス計画給付費、19節843万6,000円で、一月当たり70万3,000円を見込んでおります。7目の地域密着型介護予防サービス給付費の19節607万2,000円で、これにつきましては、50万6,000円を一月当たり見込んでいます。

14ページをお願いいたします。

2款、4項、1目高額介護サービス費、19節3,472万8,000円で、一月当たり289万4,000円を見込んでいます。

下段の、2款保険給付費、6項、1目特定入所者介護サービス費、19節4,738万8,000円で、これにつきましては、一月当たり394万9,000円を見込んでいます。

15ページをお願いいたします。

中ほどの、4款地域支援事業費、1項、2目、介護予防一般高齢者施策事業費でございます。13節委託料2,243万8,000円で、主なものといたしまして、体力アップ教室委託料1,997万2,000円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

4款、2項包括的支援事業費に新しい総合事業といたしまして、7目生活支援体制整備事業費、8目認知症総合支援事業費を平成28年度から追加をいたしております。

次に18ページをお願いいたします。

4款、3項、1目居宅介護支援事業費でございます。18節備品購入費101万8,000円で、これは庁車の買換え分の予算とさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

すみません、先ほどの10ページの分で、説明の中が漏れておりました分を追加して説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料197万6,000円の内訳ですが、説明のところに、これは日常生活圏域ニーズ調査業務委託料、これが外れております。167万3,000円、これは第7期の介護保険の事業計画の資料となりますニーズ調査の業務委託料、平成28年度に実施しますので、その分の予算が167万3,000円、すみません説明の中に入っております。それ

と合わせて17万9,000円と12万4,000円で、合計が197万6,000円ということになります。訂正させていただきます。

最後に、以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第28号議案、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。

延寿荘民営化による南関町介護サービス事業の終了に伴い、精算する年度分として予算計上したものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,000万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。9款、1項繰越金7,000万円でございます。10款、2項雑入として3,000円でございます。歳入合計7,000万3,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款、1項施設管理費3,000円でございます。4款、1項予備費が7,000万円でございます。歳出合計7,000万3,000円でございます。

6ページをお願いします。

歳入の説明です。9款、1項、1目繰越金として7,000万円の計上をしております。

10款、2項、3目雑入2,000円です。精算分として計上しております。

10款、2項、4目過年度収入1,000円でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。説明といたしまして、1款、1項、1目一般管理費、4節の共済費2,000円を精算分として計上しております。また、23節償還金利子及び割引料1,000円を計上しております。

4款、1項、1目予備費として7,000万円を計上しております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第29号議案、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特

別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億790万1,000円とするもの  
でございます。前年度と比べ2.5%の増額となっております。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款、分担金及び負担金の分担金が520万円、負担金が1,  
000円で、前年度と同額でございます。

2 款使用料及び手数料の使用料が3,072万円で4.1%の増、手数料が1,0  
00円で、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金が1,512万円で、国庫補助金でございます。前年度と同額で  
ございます。

4 款県支出金が217万5,000円で、県補助金でございます。2.9%の増で  
ございます。

5 款繰入金が2,898万1,000円で、一般会計繰入金でございます。5.  
1%の増でございます。

6 款繰越金が1,000円でございます。前年度と同額でございます。

7 款諸収入の延滞金が1,000円、雑入が1,000円で、前年度と同額でござ  
います。

8 款町債が2,570万円でございます。これも前年度と同額でございます。

歳入合計が1億790万1,000円でございます。

3 ページ、歳出でございます。1 款総務費が3,674万6,000円で、総務管  
理費でございます。8.7%の増でございます。

2 款事業費が5,080万9,000円で、浄化槽整備推進事業費でございます。  
5.2%の減でございます。

3 款公債費が2,014万6,000円でございます。14.3%の増でございま  
す。

4 款予備費が20万円でございます。前年度と同額でございます。

歳出合計が1億790万1,000円でございます。

4 ページをお願いします。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備推進事業のため、起債の限度額を2,  
570万円とするものがございます。

7 ページをお願いします。

歳入についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、1 項、1 目、1 節の総務費分担金が520万円で、受

益者分担金でございます。

2 款使用料及び手数料は、1 項、1 目、1 節の浄化槽使用料が 3,072 万円で  
ございます。

3 款国庫支出金は、1 項、1 目、1 節の浄化槽整備推進事業国庫補助金が 1,5  
12 万円でございます。

次ページをお願いします。

4 款県支出金は、1 項、1 目、1 節の浄化槽整備推進事業県補助金が 217 万 5,  
000 円でございます。

5 款繰入金は、1 項、1 目、1 節の一般会計繰入金が 2,898 万 1,000 円で  
ございます。

8 款町債は、1 項、1 目、1 節の公共下水道債が 2,570 万円でございます。

10 ページをお願いします。

歳出についての説明でございます。主なものについて説明いたします。

1 款総務費は、1 項、1 目の一般管理費の 1 2 節役務費に水質検査料として 25  
0 万 3,000 円、1 3 節委託料に浄化槽管理委託料として 3,182 万 9,000  
円、1 9 節負担金、補助金及び交付金に浄化槽排水設備工事助成金として 100 万  
円を計上しています。説明欄に助成金の説明の記入漏れがございます。浄化槽排水  
設備工事費助成金 100 万円が抜けております。上の分につきましては 5 万 5,0  
00 円という数字が抜けております。

2 款事業費は、1 項、1 目浄化槽建設費に、1 5 節工事請負費として浄化槽整備  
工事費を 4,536 万円計上しております。

公債費は、1 項、1 目の地方債の元金償還金を 1,704 万円、2 目利子償還金  
を 310 万 6,000 円を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申  
上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第 30 号議案、平成 28 年度南関町後期高齢者医療特別会  
計予算につきまして、御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,648 万 5,000 円と定める  
ものでございます。前年度対比マイナス 0.82% の予算編成とさせていただいて  
おります。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 7,

089万3,000円でございます。前年度対比マイナス0.05%でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料2,000円でございます。前年と同額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金5,547万6,000円でございます。前年度対比マイナス1.79%でございます。

4款繰越金、1項繰越金1,000円でございます。前年と同額でございます。

5款諸収入、1項延滞金及び過料2,000円でございます。2項償還金及び還付加算金11万円でございます。4項雑入1,000円でございます。

歳入合計金額1億2,648万5,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、2項徴収費33万9,000円で、前年度対比マイナス0.88%でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,593万6,000円で、前年度対比マイナス0.82%でございます。

3款、1項償還金及び還付加算金11万円の前年と同額でございます。

4款、1項予備費といたしまして10万円でございます。

歳出合計1億2,648万5,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の内容説明でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項、1目特別徴収保険料、1節現年度分5,458万7,000円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分1,630万5,000円でございます。

中ほど下の、3款繰入金、1項、2目保健基盤安定繰入金、1節5,504万4,000円でございます。

続いて8ページをお願いいたします。

歳出でございます。中ほどの、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節1億2,593万6,000円を計上いたしております。内訳は、被保険者保険料負担金7,089万2,000円、基盤安定負担金5,504万4,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 第31号議案、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を4,005万円とするものでございます。前年度当初予算

と比べ1,769万2,000円の減額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款財産収入が4,005万円、財産売払収入でございます。歳入合計も同額となっております。

3ページは、歳出でございます。1款事業費が4,005万円、宅地分譲事業費でございます。歳出合計も同額となっております。

4ページ、5ページは前年度との比較でございます。

6ページをお開きください。

歳入についての説明でございます。1款財産収入が4,005万円、財産売払収入でございます。今年度は13区画の分譲をいたしますので、それに伴う収入でございます。

2款繰入金は廃款するものでございます。

7ページは歳出についての説明でございます。1款事業費については、1項、1目宅地分譲事業費が4,005万円で、前年度より5,769万2,000円の減額でございます。財産売払収入を一般会計へ繰り出すことといたしております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第32号議案、南関町総合振興計画基本構想を定めることについて、提案理由並びに内容について御説明をいたします。

それでは、現在の第四次総合振興計画基本構想は、計画期間の最終年度を、平成27年度としていることから、平成28年度からのまちづくりの指針として新たに第五次総合振興計画を策定することといたし、南関町総合振興計画策定条例第5条の規定に基づき基本構想の議決を求めるものでございます。

基本構想策定に際しましては、南関町振興計画審議会に御審議いただいた後、パブリックコメントに供しまして寄せられました意見等について検討し、見直し等を行った上で、再度振興計画審議会に御審議いただいた上で答申をいただいたところでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。

基本構想における町の将来像を「緑豊かな大地に懐かしい故郷（ふるさと）がある。あなたの夢が叶う町なんかん」といたします。歴史と伝統ある文化、恵まれた自然環境を生かし、やすらぎとうるおいのあるまちを目指し、交通の利便性を生かして、産業・経済の発展する町を目指し、ずっと住み続けたいまちを目指すといたしております。

次に、基本理念につきましては、「住民と行政による協働のまちづくり」といた



しております。住民の皆さまの御理解をいただきながら、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協力し、支えあうことといたしております。

4 ページの基本目標には3つの柱を掲げております。1つ目は「産み育てやすい環境の整備」でございます。若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるために、出会い・結婚・出産・子育てに対する支援を行い、「南関町で子育てをしたい」と思われるような子育て環境の充実に取り組むことといたしております。

2つ目は、「住む場所と働く場所の確保」でございます。少子高齢化に歯止めをかけるために、住む場所と働く場所の確保に努めます。移住・定住への支援や産業の振興を行い、南関町にずっと住み続けたいと思われるようなまちづくりに取り組むことといたしております。

3つ目は、「高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる環境の整備」でございます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護などに関する支援などにより、「南関町に住んでよかった」と思われるような地域づくりに取り組むこととしております。

キャッチフレーズは第四次と同じく「緑にいきづく関所の里」とし、計画期間は平成28年度から平成30年度の3年間でございます。

次のページは施策の大綱でございます。施策の大綱は6つの項目を設けております。1つ目が、誰にでもどんときにもやさしいまちづくりでございます。福祉の充実、保健の充実、医療の充実で構成しております。

2つ目は、緑豊かな環境と共生するまちづくりでございます。自然環境の保全、ごみ処理と再資源化の推進、新エネルギーの導入、排水処理施設の整備で構成しております。3つ目は、心が通いふれあうまちづくりでございます。地域コミュニティの強化、男女共同参画社会の推進、人権教育・啓発の推進で構成しております。

4つ目は、産業が盛んな元気のあるまちづくりでございます。農業の振興、林業の振興、製造業・工業の振興、商業の振興、観光の振興で構成しております。

5つ目は、交通・通信基盤の整ったまちづくりでございます。道路交通体系の整備、生活交通の確保で構成いたしております。

6つ目は、ゆとりある住環境のまちづくりでございます。定住の促進、公園、緑地等の整備、安全な町づくりで構成しております。

7つ目が、共に学びあえるまちづくりでございます。学校教育の推進、社会教育の推進、社会体育の充実、国際交流の推進、文化の振興で構成しております。

最後、8つ目は、分権社会を担う自立したまちづくりでございます。住民参画のまちづくり、情報公開の推進、行財政運営の効率化で構成しております。

以上、南関町総合振興計画基本構想を定めることについての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第33号議案、南関町過疎地域自立促進計画を定めることについて、提案理由並びに内容について御説明いたします。

平成22年に策定いたしました南関町過疎地域自立促進計画は計画期間の最終年度を平成27年度としておりますが、今後も継続的に自立を促進するため、平成28年度からの計画を策定することといたし、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。策定に際しましては、熊本県の過疎地域自立促進方針に基づき市町村計画を定めるとされておりますので、その方針決定後にパブリックコメントを実施した上で計画案を策定いたしまして、その後県との協議も終えましたので、今回御提案するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。表紙にありますように計画期間は平成28年度から32年度の5年間としております。計画の章立てにつきましては、法律に定められておりますので、それに基づいて構成しております。

まず4ページの、基本的な事項では、概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、自立促進の基本方針、計画期間を除いております。活性化のための重点施策として、生活道路や農林道の整備、地域交通の確保・推進、下水道・浄化槽の整備、情報通信基盤防災設備の施設、定住促進などの人口増加対策の推進、自然や地域資源等を活用した観光振興の推進、企業誘致による就業の場の確保、若者の定住促進、保健福祉サービスの充実、子育て支援、体育スポーツの振興などを述べております。

他方、行財政改革の推進はもとより、財源の確保に最大限の努力をしつつ、限られた財源の効率的な執行に努めることとしております。

10ページからの産業の振興では、農林業の振興、商工業の振興、観光産業の振興について、それぞれ、1、現況と問題点、2、その対策、3、計画を述べております。なお、産業の振興におきましては、その3、計画については、県との協議により一つの表にまとめておるところです。

13ページからは、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、15ページからは、4、生活環境の整備について、17ページからは、5、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進について、19ページからは、6、医療の確保について、20ページからは、7、教育の振興について、21ページからは、8、地域文化の振興等について、及び9、集落の整備について、それぞれ、1、現況と問題点、2、その対策、3、計画を述べております。23ページには、過疎地域自立促進特別事業、これはソフト事業でございますが、再掲しておるところでございます。

以上で、南関町過疎地域自立促進計画を定めることについての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私から、第34号議案と第35号議案をまとめて御説明をさせていただきます。

まず、第34号議案、工事請負契約の変更について、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。この事業は、南関町トンネル維持管理修繕計画に基づく松風トンネルの補修工事でございます。トンネル点検の結果、既設の・・・コンクリート部分に空洞化や浮きや剥落が見られましたので、必要な箇所について補強を行うもので、平成27年9月定例会において議決をいただきました松風トンネルの補修工事でございます。

また、平成28年2月19日の臨時議会において、工期を平成28年2月29日までとしていたところを、平成28年3月28日までに変更する議決をいただいたところでございます。このたびの変更は、工事中の湧水により湧水対策工事やU字溝の敷設工事の追加等によりまして、契約金額7,538万4,000円を63万8,338円増額いたしまして、7,602万2,338円に変更するものでございます。工事請負契約の一部変更の仮契約を津留建設株式会社と2月26日に締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、工事請負契約の変更について、議案の説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第35号議案、業務委託変更契約の締結について、提案理由と議案の説明をさせていただきます。

この事業は、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と、それから南関町の3社で基本協定を締結して、地域振興策のうち処分場へのアクセス道路の町道米田・鬼王線の道路整備事業のうち、米田区を平成25年度から平成28年度にかけて、橋梁部を含む計画延長1,340メートルの部分について、南関町の道路整備事業を熊本県に委託しているものでございます。このたび提案いたしますのは、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成27年度実施協定に係る業務委託変更契約でございまして、平成28年3月2日に熊本県と仮契約を締結しているものでございます。

当初契約期間を平成28年3月31日までとしていたものを、平成29年3月31日までとするもので、この変更の原因といたしましては、用地取得に手間取りまして、委託契約が確保できないので、延長するものでございます。地方自治法第9

6条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、業務委託変更契約の締結について、議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第36号議案から第39号議案につきましては、町道の路線の廃止及び認定のため一括して説明申し上げます。

それでは、議案書で説明させていただきます。まず路線の廃止につきまして、御説明申し上げます。議案番号第36号をお願いいたします。

第36号議案、町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により路線を廃止するものでございます。

提案理由は、路線を廃止しようとする場合は道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。まず、すみませんが訂正のほうをお願いいたします。図中の基点の地番、1637の後に地番の「番」を挿入してください。すみません、お願いいたします。

提案いたします廃止路線は、路線番号250、路線名大原畜協線で、相谷字舞木1637番地先から、相谷字舞木1700番地先までの延長128メートルの路線でございます。グリーンヒル二城宅地分譲地の管理道路として、次に説明いたします向原線及びグリーンヒル二城線の町道認定に伴い廃止するものでございます。

それでは、議案番号第37号をお願いいたします。

第37号議案、町道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により路線を認定するものでございます。提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページの参考資料をお願いいたします。

提案いたします路線は、路線番号250、路線名、向原線で、相谷字舞木1635番2地先から、相谷字向原1724番地先までの延長約260メートルの路線でございます。町道相谷向原線から向原団地及びグリーンヒル二城を通る路線として認定するものでございます。

次に、議案番号第38号をお願いいたします。第38号議案、町道の認定について。道路法第8条第1項の規定により路線を認定するものでございます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページの参考資料をお願いいたします。提案いたします路線は、路線番号36

1、路線名、グリーンヒル二城線で、相谷字舞木1572番9地先から、相谷字向原1700番12地先までの延長約190メートルの路線でございます。グリーンヒル二城宅地分譲地の管理道路として認定するものでございます。

最後に、議案番号第39号をお願いいたします。

第39号議案、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により路線を認定するものでございます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページの参考資料をお願いいたします。これも誠にすみませんが、訂正をお願いいたします。図中の起点「524地2先」となっておりますのを、「524番2地先」に訂正をお願いいたします。

提案いたします路線は、路線番号362、路線名、琵琶瀬～山添線で、久重字琵琶瀬524番2地先から、久重字山添1379番地先までの延長約590メートルの路線でございます。小集落と密接な関係にある県道と連絡する新たな町道として認定するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後4時03分

再開 午後4時13分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諮問第1号、総務課の説明からお願いします。町長。

○町長（佐藤安彦君） それでは私から、諮問第1号、第2号、そして議案第40号から50号までを続けて説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字肥猪町274番地。

氏名、中野 力

生年月日、昭和25年3月1日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので

ございます。市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっております。任期は3年となっております。

現在の人権擁護委員の中野力氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き中野力氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の同意をお願い申し上げます。

なお、任期は6月末までありますが、議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月ほどの期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

中野力氏は昭和46年3月熊本短期大学社会科を卒業され、昭和48年4月から久留米運送株式会社大牟田支店に勤務され、昭和54年に退職、その後昭和55年10月から山鹿市役所に入所されました。山鹿市役所では福祉課を皮切りに、山鹿市立病院及び教育委員会に8年間ずつ勤務され、その後福祉課に戻られて、特に人権同和教育に長く携わってこられました。そして、30年間勤務され、福祉部長を最後に平成22年3月に定年退職されております。平成24年4月からは、南関町社会教育委員に就任されて、町の社会教育についても活躍していただいているところです。平成25年7月から人権擁護委員として積極的に活動していただいております。今後も長年にわたり人権同和教育に携わってこられたことから、その経験を生かして関係機関と連携しながら、いろいろな問題の解決にあたってくださるものと確信いたしております。また、地元の肥猪町では、地域の評議員として地域に密着した活動を通して貢献もされております。

中野力氏は、人柄は温厚誠実、人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護について非常に理解があり、人権擁護委員に最適の方でございます。今回、人権擁護委員として中野力氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字今522番地。

氏名、松本隆明。

生年月日、昭和26年4月7日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので

ございます。市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっております。任期は3年となっております。

現在の人権擁護委員の松本隆明氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き松本隆明氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、任期は6月末までありますが、議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

松本隆明氏は昭和49年3月、熊本大学教育学部を卒業され、同年4月から熊本市立力合小学校に勤務され、その後県内の小学校に勤められました。38年間教職に就かれ、平成24年3月に南関町立南関第四小学校の校長を最後に定年退職されました。そのうち、地元である南関町内の小学校に通算で20年間もの長い間努められております。中でも第四小学校については教諭、教頭時代に7年間、そして校長時代の3年間を含め、10年間もの長期にわたり同和人権教育に携わり、地域の児童保護者に限らず、地域の住民をも巻き込んで学校教育分野において熱心に人権同和教育に活躍され、様々な人権問題に取り組んでこられました。

また、退職後は南関町教育委員会の学校教育専門指導委員として学校教育及び社会教育の全般にわたり教育に関する専門的事項について、教養と経験から指導的立場で活躍されております。

松本隆明氏は、人柄は温厚誠実、人格等も優れた方で、人権擁護に関する識見をお持ちの方でございます。今回人権擁護委員として松本隆明氏を推薦したいので、同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第40号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関東799番地。

氏名、原 靖。

生年月日、昭和35年1月3日生まれでございます。

このたび、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に原靖氏を任命したいので提案するものであります。

原氏は、関東地区代表区長の城門幸夫さんからの推薦で候補者となりました。原氏は、昭和55年3月に熊本県立農業大学校を卒業され、翌月から昭和60年7月まで南関の農協に勤務されていましたが、翌月から農業に従事され、現在に至っています。また、平成7年9月から認定農業者になられています。現在では、水田を自作地1ヘクタール、借受地を3ヘクタール、また畑を自作地で1ヘクタールを経営されており、合計で5ヘクタールを経営されておられます。

原氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、そのサービスを適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第41号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関下466番地1。

氏名、矢野房幸。

生年月日、昭和23年10月21日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に矢野房幸氏を任命したいので提案するものであります。

矢野氏は迎町区長の松永吉秋さんからの推薦で候補者となりました。矢野氏は昭和39年10月に熊本県立南関高等学校を中退し、昭和47年11月から平成16年11月まで松藤商事大牟田事業所に勤務されています。平成16年11月から農業に従事され、現在に至っています。また、平成26年12月から認定農業者になられています。現在では水田を自作地0.75ヘクタール、借受地を1.6ヘクタール経営されており、合計で2.35ヘクタールを経営されておられます。

矢野氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第42号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。



南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字久重928番地49。

氏名、荒木勝治。

生年月日、昭和20年2月19日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に荒木勝治氏を任命したいので提案するものでございます。

荒木氏は久重北区長の立石義久さんからの推薦で候補者となりました。荒木氏は昭和30年3月に南関町立第2中学校を卒業し、翌年の昭和35年から農業に従事され現在に至っております。また、平成12年2月から認定農業者になられています。現在では、水田を自作地0.6ヘクタール、畑を自作地0.63ヘクタール経営されており、合計で1.23ヘクタールを経営されておられます。

荒木氏は農業における思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字今499番地。

氏名、松本泰典。

生年月日、昭和18年2月3日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に松本泰典氏を任命したいので提案するものでございます。

松本氏は今区長代理の新美計さんからの推薦で候補者となりました。松本氏は昭和44年3月に福岡大学電気工学科を卒業され、昭和48年5月から株式会社原賀工務店に勤務され現在に至っております。また、平成22年7月から農業委員会委員として在職されています。現在では水田を借受地で0.5ヘクタール、また畑を自作地で0.2ヘクタール、借受地を0.1ヘクタールを経営されており、合計で0.86ヘクタールを経営されておられます。

松本氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第44号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字豊永5712番地2。

氏名、荒木 茂。

生年月日、昭和24年11月23日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に荒木茂氏を任命したいので提案するものであります。

荒木氏は西豊永区長の山口康孝さんからの推薦で候補者となりました。荒木氏は昭和41年3月に熊本県経営伝習農場を卒業され、昭和41年4月から農業に従事され現在に至っています。現在では、水田を借受地で5ヘクタール、また畑を自作地で0.4ヘクタール、借受地を2ヘクタール経営されており、合計で7.4ヘクタールを経営されております。

荒木氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われるので御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第45号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字豊永1960番地1。

氏名、栢村公正。

生年月日、昭和18年1月28日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新た

な農業委員会委員に松村公正氏を任命したいので提案するものであります。

松村氏は東豊永区長代理の立山比呂志さんからの推薦で候補者となりました。松村氏は昭和36年3月に熊本県立玉名農業高校を卒業され、昭和42年9月から平成13年3月まで玉名農業協同組合に勤務されています。また、平成20年2月に認定農業者になられ、平成22年4月から農業委員会委員として在職されています。現在では水田を、自作地を0.54ヘクタール、借受地で0.45ヘクタール、また畑を自作地で0.36ヘクタール経営されており、合計で1.35ヘクタールを経営されています。

松村氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方であるため、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第46号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字相谷1045番地。

氏名、田崎芳憲。

生年月日、昭和30年3月5日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に田崎芳憲氏を任命したいので提案するものであります。

田崎氏は相谷区長の菅原一幸さんからの推薦で候補者となりました。田崎氏は、昭和48年3月に熊本県立菊池農業高校を卒業され、同年4月から農業に従事され現在に至っています。また、平成7年8月に認定農業者になられています。現在では水田を自作地1.8ヘクタール、また畑を自作地0.35ヘクタール経営されており、合計で2.15ヘクタールを経営されておられます。

田崎氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方であるため、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第47号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求める

ことについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字下坂下1332番地。

氏名、竹島久利。

生年月日、昭和19年2月1日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に竹島久利氏を任命したいので提案するものであります。

竹島氏は坂下地区代表区長の中島雄一郎さんからの推薦で候補者となりました。竹島氏は昭和34年3月に南関町立第四中学校を卒業され、昭和39年4月から農業に従事し現在に至っています。また平成22年12月から平成25年12月まで民生委員として活躍され、平成16年4月から農業委員会委員として在職されています。現在では水田を自作地を1.3ヘクタール、借受地で1.7ヘクタール、また畑を自作地で0.8ヘクタール経営されており、合計で3.8ヘクタールを経営されています。

竹島氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第48号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字上坂下3106番地。

氏名、山本精武。

生年月日、昭和19年12月9日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に山本精武氏を任命したいので提案するものであります。

山本氏は坂下地区代表区長の中島雄一郎さんからの推薦で候補者となりました。山本氏は昭和35年3月に南関町立第四中学校を卒業され、昭和49年3月から農業に従事し現在に至っています。また平成22年4月から25年3月まで農業委員

会委員として在職されました。さらに平成12年1月に認定農業者になられています。現在では水田を借受地で1.7ヘクタール、また畑を自作地で1.3ヘクタール経営されており、合計で3ヘクタールを経営されておられます。

山本氏は農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第49号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字上坂下1626番地。

氏名、北原照代。

生年月日、昭和19年9月26日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に北原照代氏を任命したいので提案するものであります。

北原氏は鬼王区長の徳永周一さんからの推薦で候補者となりました。北原氏は昭和37年3月に玉名女子高等学校を卒業され、昭和42年4月から平成17年3月まで南関町役場に勤務されており、農業委員会事務局に勤務された経験があり、農業行政にも詳しい方でございます。また、平成22年12月から民生委員として現在も在職中であり、平成25年4月から農業委員会委員として在職されておられます。農業委員会等に関する法律第8条第6項及び第7項の規定により、委員の任命については、農業委員会に係る事項に関して利害関係を有しない者や委員の年齢、性別に著しい隔たりが生じないように配慮して任命しなければならないと定められていますので、女性の立場での活躍を期待するものであります。

北原氏は農業の経営の状況はございませんが、農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

最後に、第50号議案、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律の第8条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字細永2244番地。

氏名、釘崎眞貴子。

生年月日、昭和24年2月26日生まれでございます。

このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新たな農業委員会委員に釘崎眞貴子氏を任命したいので提案するものであります。

釘崎氏は細永北区長の森榮之さんからの推薦で候補者となりました。釘崎氏は昭和39年3月玉名北中学校を卒業され、昭和39年4月から、昭和50年9月まで南関郷農協協働組合神尾支所に勤務されました。また、平成25年4月から農業委員会委員として在職されています。農業委員会等に関する法律第8条第6項及び第7項の規定により、委員の任命については農業委員会に係る事項に関して理解関係を有しない者や委員の年齢、性別に著しい隔たりが生じないように配慮して任命しなければならないと定められていますので、女性の立場での活躍を期待するものであります。

釘崎氏は農業経営の状況はございませんが、農業にかける思いは旺盛で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる優れた方でありますので、農業委員会の委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日11日は、午後1時に本会場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時43分